平成30年9月5日(水曜日)

本日の会議に付した事件

日程第 6 一般質問について

出席議員(14人)

3番 髙 橋 勝利 5番 仲 井 静子 崇 7番 齊 藤 植

11番 13番

浩 之 1番 黛 君 2番 髙 橋 君 4番 飯 塚 君 6番 猪 出 君 8番 植 原 9番 # 敏 夫 君 10番 高 橋 納 谷 克 俊 君 12番 濹 呇 仁 君 14番 新 井 髙 橋

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 山 下 博 一 君 教 育 長 下 山 彰 夫 君 総合政策課長 塚 越 敬 介 君 子育て共生課長 間々田 由美君 産業振興課長 及 川 慶 一 君 学校教育指導室長 勝山 寛 美 君 副町 長 江 原 洋 一 君 総務課長須 長 正実 君 くらし安全課長 望 月 誠 君 まち整備課長 富 吉慶君 田 学校教育課長 高 橋 淳 君 生涯学習課長 小 暮 伸 俊君

茂

賢

育

正

幸

雄

治

壽

雄君

行 君

實君

子

君

君

君

君

事務局職員出席者

事務局長宮下忠仁

主 任 横 尾 慎 也

◎開 議

午前9時0分開議

○議長(新井 實君) ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、 ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程6 一般質問について

○議長(新井 實君) 一般質問を続行いたします。 12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) おはようございます。

議席番号12番、日本共産党、沓澤幸子です。

通告に従い一般質問を行います。

今回の質問は、駅北の町づくりについて、教育問題についての2点です。

1、駅北の町づくりについて。

①旧トライアル跡地の場外馬券売り場設置計画について。

神保原2丁目にあったトライアルが閉店し、新たに七本木地域に移転したことにより、神保原地域の、特に高齢者の皆様や車を運転しない方々は、日々の買い物にも大変不便をしています。その上、その跡地の利用方法として場外馬券売り場の構想が出ています。

町長は、選挙期間中の後援会だよりを通し、トライアル移転後の対策を早急に進めますと表明されていましたが、具体的な対案は公表されていませんでしたので、どのような構想をお持ちなのか、まずお聞きいたします。

旧トライアル跡地は、町の玄関口である神保原駅前に直結しています。駅に向かう高校生や児童・生徒たちの通学路にも面しています。地元区長への説明会によると、9時30分から17時、ナイターがあるときには22時の時間帯に、入れかわりで1日700人の利用者を考えているようです。敷地の西側の道路も、彩の丘クリニック近くの橋は歩道もなく、現状でも改善の要望があるところです。今以上に交通量が増えれば、中学生の通学路としての安全面を考えても重大問題です。

また、メリットとして挙げられている売り上げの1%を町に還元するということについても、 人の不幸がもとの売り上げになります。町民の中にも、ギャンブルによる家庭崩壊が生まれな いとは言えない環境になります。町長は、こうした問題についてどのようにお考えでしょうか、 伺いたいと思います。

今回の馬券売り場は小規模であり、特例措置の対象になると思います。小規模な場外設備に

ついては、特区計画及び農林水産大臣が告示で定める事項に適合していることを、都道府県知事が書面により確認した場合には、農林水産大臣は基準を満たしたものとみなされます。

ここで大事なのは、地域社会の十分な調整です。対象地域の住民の同意や町長の同意が重要になるわけです。地権者も地元議員4名への説明のときにも、繰り返して、地元の皆さんが反対すればつくれませんと述べています。

昨日の同僚議員の駅舎の質問に対し、町長は、駅周辺の整備などとあわせて検討したいと答 弁されました。町長は馬券売り場、いわゆるギャンブル場の設置について、町長の目指す町づ くりとあわせどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

②神保原駅から国道17号までの道路整備について。

この問題は、長年多くの議員が重大視し、一般質問でも繰り返し取り上げられてまいりました。昨年から、県の町村議会として共同で取り組んでいる県への予算編成に向けた施策に関する要望では、共通要望と同時に、町独自の要望項目を上げることができますが、その1つとして、昨年に続き今年度も、この神保原停車場線の拡幅整備の要望を上げることになっています。

こうした中、神保原地域においては、お盆に入る前の猛暑の中、区長を通し、一般県道神保原停車場線の早期整備についての件名で、町長への要望署名が取り組まれたところです。町長はこの要望を受けて、県に、8月24日だと思いますが、要望に行かれたようであります。県との話し合いの結果について、どのような方向があったのかお聞きすると同時に、長年の懸案である神保原駅から国道17号までの道路整備についての町長の決意についてお聞きしたいと思います。

③駅北の活性化と環境整備について。

旧トライアル跡地は個人の所有物です。しかし、駅北の活性化を考えたとき、大変重要な場所と考えます。

上里町には、町の中心に町民がゆっくりと憩えるような魅力的な公園がありません。昨年度、ようやく駅南に街区公園ができ、子どもたちには大変喜ばれていますが、長時間のんびり過ごせる公園にはなっていません。駅前に木陰があり、花が咲き、あずまやがあって、夏には水が流れる小川で、子どもたちがはだしで遊べるような公園があったらどうでしょうか。親子連れや高齢者が憩う場所ができれば、活気が生まれてくると思います。

②の神保原駅から国道17号までの間の道路の拡幅及び歩道の整備とクランク解消についても、 道路整備にはほとんどの住民が賛成だと思います。しかし、総論賛成各論反対があって、今日 に至っている現状です。

こうした問題をあわせ、駅北の町づくりについて、先送りすることなく議論をする必要があると思います。関係する地権者の合意がなければ、県道の整備は県に要望しても進まないこと

ですので、住民合意形成と、そこに向かっての住民参加型の協議会などの立ち上げを含めた検討について、町長の見解をお聞きしたいと思います。

2、教育問題について。

2020年の英語の教科化について。

次期学習指導要領の施行となる2020年度から小学校の英語が教科になります。小学校の英語活動は2002年に総合学習の時間を使って始まり、2011年からは5、6年生で英語活動が年間35時間必修となりました。上里町においても、外国語指導助手、ALTの先生を中心に歌やゲームを楽しむなど、英語になれ親しむことを中心に授業が実施されてきたと思います。

しかし、20年からは、この5、6年生で行われてきた外国語活動が3、4年生に前倒しになり、5、6年生は外国語活動から教科に変わります。授業時数は年間70時間になります。また、円滑な実施に向けて、今年度から3、4年生は年間15時間、5、6年生は年間50時間の授業実施が認められ、上里町でも実施してきていると思います。

そこで、1学期を終えた今、総合学習の時間を英語の授業に組みかえて実施してきているわけでありますので、英語の授業の取り組みと、置きかえにより削られた総合学習の内容について、課題や問題点はないのかお聞きしたいと思います。

指導要領の改訂を提言した中教審答申は、4つのパターンを示して授業の確保をするよう提案を行っているところです。例えば、年間授業日数を6日から9日ほど増加させて時間割を編成する、1こまは増やさずに15分授業などと長時間の授業を組み合わせて設定する、週1こまを増やしていく、年間授業日数の増と週当たりの授業時数の増を組み合わせて対応するなどの4パターンです。

現行でも、4、5、6年生の授業は年間980時間で、週当たり28こまであり、週3日は6こま授業という現状です。3年生においても年間945時間、週27こまです。子どもたちの貴重な放課後の時間がどんどん少なくなることは、心身ともに健全な発達を保障する点からも問題と言わなければなりません。

また、教員の過重労働が重大問題になっている中で、教員の英語研修時間の確保ができるのか大変心配です。文部省の2017年度調査では、小学校教員で、英語教員免許を持っている人は5%だそうです。町内小学校ではどのようになっていますか。2年後に迫っている英語教科化について、町はどのように対応していくお考えでしょうか、教育長にお聞きしたいと思います。次に、体育館のエアコン設置についてお聞きします。

エアコンの設置状況については、文部科学省が公立校を対象に、ほぼ3年に1回ずつ調査を 行っています。2018年4月1日の文部科学省調査によると、公立小中学校における普通教室の 空調設備設置率の全国平均は49.6%です。都道府県格差が激しく、1位は東京都の99.9%、埼 玉県は10位の76.1%でした。一方で、体育館、武道館、武道場等の設置率は、わずかに1.2% という現状です。

上里町においては、2014年に全ての小中学校の普通教室、特別教室に同時にエアコンが設置され、快適に学習できる環境が整ったことは大変うれしく思っています。しかし、文教厚生常任委員会が7月2日、13日に各学校を視察させていただきましたが、教室は快適ですが、廊下や体育館は息苦しいような暑さでした。中学校では、9月には体育館で文化発表会も行われます。また、日々の部活動としても重要な場所であります。

学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準の一部改正が今年4月に54年ぶりに行われ、従来の教室の温度は、冬は10度以上、夏は30度以下であることが望ましいとされていたものが、17度以上28度以下に変更されたところです。

異常気象が例年のこととなり、耐え難い暑さが今後も想定される中で、遅かれ早かれ、エアコンがなければ過ごせない事態が予想されるわけであります。また、体育館は、災害時に避難所となりますのでエアコンは必須だと考えます。そこで、体育館のエアコン設置について、町長、教育長の考えをお聞きしたいと思います。

次に、ひざつき無言清掃についてお聞きします。

中学校から始まったひざつき無言清掃が、数年前から全小学校にも広がり定着してきているようです。掃除の方法としては、膝をついて、手を左右に動かして拭く方法であっても、雑巾を両手で押さえて前に拭いていく、いわゆる雑巾がけであっても、どちらでも私は構わないと思っています。しかし、無言清掃について、違和感がありますのでお聞きしたいと思います。

ひざつき無言清掃の標語には、おしゃべりは許さない、おしゃべりは禁止のイメージを強く 受けます。もちろん、大声やおしゃべりに夢中になって手がとまってしまうのは困ります。し かし、掃除をしながら子どもたち友達同士、和やかに会話を楽しむことは自由なのではないで しょうか。

年々、放課後の時間も少なくなり、子どもたちが自由に友達と会話をする時間も奪われてきています。子どもたちが自主性を持って行動ができるようになってほしい、そのように願っていますので、ひざつき無言清掃について、教育長の考えを伺いたいと思います。

次に、奨学金について。

上里町においては、2012年から奨学金の借り入れに所得制限が導入されました。学校教育課にお聞きしたところ、2012年から2018年までの7年間に奨学金の申請は62名の方からあり、不承認とされた方は17人とのことでした。また、申請件数は、2012年から言いますと、10人、18人、12人、5人、8人、7人、そして2019年は2人と、増減はありますが減少傾向になっています。

子どもの貧困が重大問題になる中で、2018年から国の制度として、返済不要の給付奨学金が始まりました。しかし、生活保護世帯や住民税非課税世帯、社会的擁護を必要とする人など、1学年で2万人という大変厳しい現状です。文部科学省の平成28年度データによると、公立大学の初年度費用は、授業料が53万5,800円、入学金は28万2,000円の合わせて81万7,800円、私立大学平均授業料は87万7,735円、入学金25万3,461円の合わせて131万1,196円です。

教育費が高過ぎるという根本的な問題もありますが、町にできることを真剣に考えるべきだと思います。例えば、町の無利子奨学金を申し込んで不承認になった方々はどうされたでしょうか。有利子の奨学金、または教育ローンを借りるしかなかったのではないでしょうか。低金利の日本学生支援機構の公的な奨学金でも、返済に困って自己破産する人が、過去5年間で延べ1万5,000人に上ったと、2月12日の朝日新聞が報道しています。

一定の収入がある家庭であっても、兄弟姉妹が同時に高校生、大学生となる時期は教育費がかさみます。住宅ローンの返済も残っている世代です。そこで、2012年以前のように、所得制限で不承認としないで、学ぶ意欲のある学生が借りやすい奨学金制度にしていただきたいと思います。町長、教育長の考えをお聞きしたいと思います。

次に、学習支援事業についてお聞きします。

昨年、同僚議員も触れていましたが、埼玉県は今年7月から、生活困窮世帯の小学3年生から6年生向けに、学習生活支援教室を開設するジュニア・アスポート事業を、本庄市、狭山市、新座市、富士見市、宮代町、杉戸町の6市町5カ所でモデル的に実施しています。進学、就職といった子どもの未来の可能性を広げる事業で、学習支援だけでなく、生活支援、体験活動、食育など、総合的な支援事業です。

私は今回、教育支援に絞って質問をさせていただくわけですが、2015年4月から生活困窮者 自立支援法が施行され、生活困窮者自立支援制度がつくられました。この制度では、生活貧困 家庭に対して、さまざまな支援を総合的に行うことを自治体に求めており、費用の2分の1を 国が補助し、貧困の連鎖を断ち切るために学習支援を行うことも組み込まれています。

上里町でも2016年度から、中学3年生の塾に行っていない生徒を対象に、学力アップ教室を開始して来られました。3年目を迎えた今年度は、定員いっぱいの40名の申し込みがあったと聞いています。

この事業で一番大変なのは、教えてくれる先生、いわゆるスタッフの確保だと思います。しかし、参加者が増加していることは、この事業が子どもたちに喜ばれている結果であると思います。私は、この事業を提案したときから、中学1年生からの早期支援を求めてきました。わからずに3年間を過ごしていくのは、子どもたちにとって苦痛です。早目の支援が子どもたちの生きる意欲にも強く影響すると考えています。

こうした中、県が小学校3年生からのサポートを開始したことを受け、3年目に入った教育 支援事業の成果と課題について、また今後、早い時期に、小学生対象の学習支援体制に取り組 むことについて、教育長の考えをお聞きしたいと思います。

最後に、貧困調査の進捗状況についてお聞きします。

子どもの貧困実態調査の実施について、2012年、2017年12月と一般質問で取り上げてまいりました。当初から町は、アンケート調査を実施することには前向きであったわけでありますが、ようやく今年度、当初予算にそのアンケート実施の予算がついたわけでありますので、その進捗状況についてお聞きしたいわけであります。

昨日、同僚議員への答弁で、アンケートは既に配布済みであることがわかりました。そこで、 実態に基づいた貧困対策を早目に開始するために、配布後の回収締め切り日や、アンケート結 果と分析がまとまる時期についてお聞きしたいと思います。

また、実態をより深くつかむために、2年をかけて慎重に取り組んできたわけであると思いますので、質問項目の中で、町で重視した設問についてお聞きし、1回目の質問といたします。 ○議長(新井 實君) 12番沓澤幸子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。 町長。

[町長 山下博一君発言]

○町長(山下博一君) 沓澤幸子議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、駅北の町づくりについてのお尋ねのうち、①旧トライアル跡地の場外馬券売り場 設置計画についてでございます。

神保原駅北側につきましては、上里町の顔となるべき場所の一つと考えております。駅利用者の利便性の向上、住環境の整備、町全体及び駅周辺の経済の活性化は重要と考えております。

御質問の場外馬券売り場についてですが、競馬場外の設備を設置しようとするときは、設備の位置、構造などが農林水産省告示で定める基準に適合する場合、農林水産大臣の承認が必要となると理解しております。大臣の承認に当たっては、設置場所周辺の地域社会と十分に調整がとれていることが必須であります。

設置計画の詳細につきましては、現在、町としましては、正式には把握しているところでは ございません。設置計画についての行政手続などの相談があった場合は、関係法令の確認はも とより、地元住民の方々との合意形成の有無や周辺地域及び町に対する影響を分析しながら、 計画施設が所在する地方公共団体の長として、検討してまいりたいと考えております。

次に、②神保原駅から国道17号までの道路整備についてでございます。

神保原駅から国道17号までを結ぶ道路、県道神保原停車場線は埼玉県が管理しております。 議員御指摘のとおり、県道神保原停車場線が未整備となっているのは、駅北地域の活性化にと ってはもちろん、上里町の発展にとっても望ましいことではない、かと考えております。

また、本停車場線は、神保原小学校及び上里北中学校の通学路に指定されておりますが、幅 員が狭く、歩道未整備であり、クランク区間もあることから、朝夕の通勤通学時においては、 自動車、自転車、歩行者が混在する中で、児童・生徒が通学することになり、その安全確保が 喫緊の課題となっております。

さらに、本年4月、北口に位置していた大型商業施設が閉店いたしました。町としましては、中心市街地として駅前通りの魅力づくりに取り組むこととしておりますが、本停車場線の整備はこのためにも不可欠と考えております。地元においても、1日も早い事業化を要望する声が高まっており、8月11日付で、多くの方の署名が入った要望書が町へ提出されました。

以上のことから、町では、去る8月23日、道路管理者である埼玉県に対して、県道神保原停車場線の整備に関する要望を行ったところでございます。

県としても、県道神保原停車場線は上里町の顔でありながら、歩道もなく、駅南口と比べていまだに未整備であるとの認識をいただいております。県内では、通常、駅前通りを整備する場合は、町づくりと一体となって整備を行っていることから、他自治体の整備事例を参考に、町として、町づくりをどのようにしていくのかを考えていただきたいとの御意見をいただいております。

このため、県が今後整備すべき県道の一つとして、本停車場線を位置づけていただくよう、 町として駅北口地区の町づくりの方向について、地元の皆様はもとより、町全体でしっかりと 検討してまいりたいと考えております。

次に、③駅北の活性化と環境整備についてでございます。

これまでの町づくりは、人口増加や自動車の普及などを背景として、住宅や商業施設、公共公益施設が郊外に立地する市街地拡大型のものでした。しかし、人口減少社会に移行し、近年では、中心市街地の衰退が進み、また、拡大した市街地の整備・維持に係る財政負担が増大している課題もございます。上里町においても、郊外に住宅や大規模商業施設の立地が進んでおり、神保原駅を中心とした中心市街地の空洞化が進んでおります。

まず、駅北の活性化ですが、神保原駅の北側周辺には、町の中心市街地として店舗などが立地しておりますが、その数は少なく、減少の一途をたどっております。駅前通りだけでなく、旧中山道沿いについても同様の状況と言えるかと思います。

私といたしましては、神保原駅を中心とした町づくりを推進し、若者が集まる町を目指していき、活性化させていきたいと考えております。

次に、駅北の環境整備についてですが、神保原駅周辺におきましては、町の計画では中心拠点として位置づけております。商業、行政、文化などのさまざまな集約を図ります。また、公

共交通の結節点として、ひと、もの、情報が行き交い、都市活動を支える中心となる場を形成 させ、それぞれが調和して共存する快適な町づくりを目指しております。

大型商業施設が移転し、周辺住民の方においては、買い物などが不便になっているのではないかと認識しております。住環境の整備は早急な課題であり、民間との連携による対策も重要であると考えております。

既存の都市機能や基盤を最大限に活用するとともに、町の顔にふさわしい快適でにぎわいがあり、選ばれる町、住み続けたい町となっていける町づくりを目指していくためにも、町民の皆様と議論しながら着実に取り組んでいきたいと存じます。

先ほど提案ありました町づくりの共有化というのは、そういった町の皆様と議論したいということでございます。

次に、沓澤議員から御質問ありました体育館のエアコンにつきましては、具体的に、私としては、他の自治体の状況を把握するとともに、実際設置に係る費用、それからランニングコスト、そういったものを具体的に試算して、具体的にどのぐらいのコストになるのか検討してまいりたいと思っています。

奨学金につきましては、私自身も子どもの貧困について非常に関心がありまして、今後とも こういった、後で教育長が答弁いたしますが、同じような方法で継続して制度の改善を検討し てまいりたいと思っております。

次に、⑥貧困調査の進捗状況についてでございます。

昨日の、仲井議員の一般質問の答弁と重複する部分もあるかと思いますが、御了承いただき ますようお願い申し上げます。

上里町では、生まれ育った生活環境によって、子どもの健全な成長や教育の機会に影響し、希望の実現に障害となることがあってはならないと考えております。また、平成28年度の国民生活基礎調査において、7人に1人の子どもが貧困状態にあるという状況を鑑みますと、町の貧困の状態を把握する必要性があるものと感じております。

御質問のありました貧困調査の進捗状況でございますが、町の貧困の状況を把握し、貧困の連鎖を断ち切るために必要な支援を探求するため、今年度、貧困の調査を実施する埼玉県と同じ調査内容で、現在、子どもの貧困に関する実態調査を実施しておるところでございます。

調査項目は、子どもの学習に対する意識や学習環境等を問う教育関連と、子どもの健康状況・保護者の就労、所得状況等を問う生活関連で構成してございます。県が、より多くの情報を収集するために、調査項目を合わせて実施する自治体を募っていた経緯があり、それに協力する形をとっております。

調査の対象は、町内の小学5年生と中学2年生及びその保護者であります。総数は約700世

帯となっております。スケジュールといたしましては、9月3日から7日に学校を経由して調査票の配布・回収を行います。その後、調査票の内容を入力・集計いたしまして、分析の上、 来年の3月ごろには報告書を作成する予定でございます。

今後については、調査において町の貧困の実態が把握できると考えておりますので、上里町の実情に応じた支援策を関係部署と連携を図りながら、生活困窮世帯に対する総合的支援策を 展開できればと考えております。

以上でございます。

○議長(新井 實君) 次に、教育長の答弁を求めます。 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長(下山彰夫君) おはようございます。

沓澤幸子議員の2、教育問題についての、私の質問に順次お答えを申し上げたいと存じます。 まず、2020年の英語の教科化についての御質問にお答え申し上げます。

平成29年3月に、新学習指導要領が告示され、2020年度から小学校3、4年生に外国語活動、5、6年生に外国語科が導入され、今年度と来年度は新学習指導要領の移行期間であり、その準備期間となっております。

上里町では、新学習指導要領の告示を受け、昨年度、町内校長会から1名、各小・中学校から1名の教員、計8名からなる教育課程検討委員会を立ち上げ、2020年度から全面実施となる小学校の英語、外国語活動と外国語の教科化を迎えるための検討を行ってまいりました。

外国語活動と外国語の教科化の導入による授業時数の増加につきましては、沓澤議員もお話しであったように、移行期でありますが、完全実施を踏まえ、1こま45分の授業を行う6時間目を設定することとさせていただきました。

本年度は、小学校3、4年生は年間15時間の外国語活動を、5、6年生は年間50時間の外国語を実施することとなっております。なお、総合的な学習の時間は、これまでと同様に年間70時間を確保することといたしました。

英語の教科化に向けて、小学校において英語科の免許を所有している8名の教員や県教育委員会主催の研修、英語教育中核教員養成講座を受けた教員が、それぞれの学校で中心となって英語の指導力向上を推進しております。また、平成13年度より全国に先駆けて導入いたしました英語指導助手ALT4名を、授業だけではなく、校内研修などに効果的に活用して、小学校教員の英語に対する指導力向上を図ることとしておるところでございます。

次に6時間目を増やすことで、子どもたちの放課後の時間が奪われてしまうのではないかという御質問にお答え申し上げます。

英語の教科化に伴い授業時数が増え、放課後の時間が少なくなるのは、沓澤議員御指摘のとおりでございます。しかし、社会の急速なグローバル化の進展の中で、異文化理解や異文化コミュニケーションはますます重要なものとなっており、英語力の一層の充実は、大人にとっても子どもにとっても極めて重要な問題でございます。

現在、学校で学んでいる子どもたちの卒業後の社会は、多文化・多言語・多民族の人たちが、協調と競争する国際的な環境の中にあることが予想されます。そうした中で、一人一人がさまざまな社会的・職業的な場面において、外国語を用いたコミュニケーションを行う機会が格段に増えることが想定されております。

このようなことから、英語で学ぶべき、聞く、話す、読む、書くの4技能を、実際のコミュニケーションの中で活用する言語活動が一層重視されてまいります。小・中学校を通じて、授業での発音・語彙・文法等の間違いを恐れず、積極的に使おうとする態度を育成することと、英語を用いてコミュニケーションを図る体験を積むことが必要であると考えております。

そのようなことから、2020年度の新学習指導要領の全面実施に向け、各学校では実態に応じた指導計画を作成してまいります。町では、教員や子どもの負担軽減を研究しながら、ICTの活用や人的支援も含め、子どもたちの教育に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

次に、体育館のエアコン設置についての御質問に対しお答えを申し上げます。

近年の地球温暖化の影響による異常気象により、今年の夏も梅雨明けと同時に猛暑日が続き、 この記録的な高温により、児童・生徒が熱中症で体調を崩す事案が日本各地で発生し、連日、 熱中症被害の報道がされてきておりました。

上里町の小・中学校では、熱中症予防対策として、あるいは教育環境の向上の観点から、平成25年度に全ての普通教室・特別教室にエアコンの設置が完了しておりますので、教室での良好な環境の下で授業が行われていることは、大変ありがたいなというふうに思っているところでございます。

教室にはエアコンが設置されましたが、体育館にはエアコンがございませんので、暑さ対策・熱中症を予防する策として、1学期の終業式、特に最も暑かった時期だったと思いますけれども、普段どおりの体育館ではなく、校内放送を利用し、終業に当たっての校長の話や、諸連絡を各教室に放送を流して行うなどの対策を行った学校もございました。

議員御提案の、体育館のエアコンの設置につきましては、先ほど、町長もお話しいただいたように、暑い時期に体育館を使用する際の熱中症予防策として大変有効ではあると考えますが、小・中7校の体育館に設置する際の設置費用、その後のランニングコストなど、将来にわたっての財政負担も大きいものとなりますので、慎重に判断しなければならないというふうに、現

在考えておるところでございます。

また、上里中学校を除く小・中学校6校においては、校舎の老朽化も課題となっておりますので、まずは老朽化対策を優先させていただくように、町のほうと連携をとっていきたいなというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

次に、③ひざつき無言清掃についての御質問にお答え申し上げます。

清掃活動につきましては、新学習指導要領においても、小学校では、学級活動の活動内容として、日常の生活や学習への適応及び健康安全の分野の中で、清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解について学ぶことが示されております。また、中学校でも同じく、学級活動内容といたしまして、適応と成長及び健康安全の分野の中で、心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成について学ぶことが示されており、重要な教育活動と位置づけられております。

また、清掃活動が、基本的生活習慣の形成などの日常生活の実践に結びつく教育的効果を持っていること、清掃活動を通して、勤労の意義や尊さを体験させ、奉仕の精神を育成していること、分担と実践の教育活動を通して、集団の一員としての自覚を深め、責任感を育成するとともに、教師と児童・生徒、児童・生徒相互の触れ合いを深めていること、清掃活動を通して、みずからの能力を自覚させるとともに、成就感と勤労の喜びを体験させていることとして、清掃活動の教育的意義を明示しておるところでございます。

このような清掃活動の教育的意義を踏まえ、上里町でも学年や校種など、児童・生徒の発達 段階に応じた取り組みを進めるため、上里町の子どもたちを育てる合言葉の一つに、集中した 清掃、具体的な取り組みとして、ひざつき清掃を取り入れております。

集中した清掃を推進している目的は、発達段階に応じて、みんなで使う場所を大切にする、 きれいにすることでの達成感や勤労などの喜びを味わう、また、やらされる清掃から自分と向 き合いながらみずから進んでやる清掃となる気持ちを高めることでございます。このことを念 頭に置いて、日々の清掃活動の指導に取り組んでおるところでございます。

なお、その過程において、集中して清掃していく中で、自然に無言という状態になることが 大切であり、人間形成に役立つ活動であると考えております。各学校において、清掃活動の教 育的意義を再確認し、日常の校内で行っている清掃活動に加え、今後は学校周辺の清掃活動や 町内美化活動、美化などのボランティア活動への広がりにもつながっていくことを考えておる ところでございます。

これにつきましては、8月の小学生の明るい町づくりの中でも、ごみ拾い、ごみを散らかさない、これをみずから、自分たちも進んでやっていきたいというような意見表明がございましたので、これにも結びつけていけたらなというふうに、今、考えているところでございます。

次に、奨学金についての御質問にお答え申し上げます。

近年、子どもの貧困が問題となっておりますが、環境の悪循環により、親から子へ、子から 孫へと貧困の連鎖に陥りやすいことも認識しております。その貧困の連鎖を断ち切る手だての 一つとして、子どもの学力の向上を図ることが必要と考えております。

奨学金につきましては、独立行政法人日本学生支援機構において、平成29年度から給付型奨学金が創設されるなど、国における貧困世帯への支援が拡充されつつありますことは、先ほど、沓澤議員の質問の中にもございましたとおりでございます。また、町の奨学金制度も教育支援として、子どもが教育を受ける権利を保障するために行っておるところでございます。

議員御提案の、借入金や多子世帯など、家庭の事情を奨学金認定基準に加味することについてでございますが、家族構成は、既に現在の認定基準の計算に含まれております。また、借入金等を加味することについては、認定基準として借入金を調査・証明することは、大変難しいことではないかなというふうに思っておるところでございます。

しかし、健全な奨学金制度の運営を確保しつつ、近隣市町村の動向も踏まえ、制度の改善点を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、学習支援事業についての御質問にお答え申し上げます。

埼玉県放課後子供教室推進事業のうちの中学生学力アップ教室事業を活用し、上里町においても平成27年度から、上里町中学生学力アップ教室を実施しております。

この事業は、放課後、町内の中学校に在学する3年生に対して、学習を支援する環境を整備することにより、中学生の学力を保障し、塾に通っていない、学習に不安を抱えている生徒の不安解消を支援し、希望する進路の実現を図ることを目的としておるものでございます。

参加生徒の推移についてですが、平成27年度、開始の年は19名、翌年、28年度は22名、29年度は30名でありましたが、本年度におきましては、受け付け開始日に40名の定員が満杯となってしまいました。したがいまして、その時点で受け付けを終了したところでございます。ただし、現在は41名入っております、子どもたち。ちょっといろいろなことがありまして、41名ということで現在進めているところでございます。

中学3年生や保護者の理解が高まった結果であると考えております。今後も、さらに上里町の大切な人的財産である子どもたちに対して、有意義な支援となるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、小学生の学習支援についての御質問ございました。

小学生の学習支援につきましては、学力保障や、特に中学生の、中1のギャップという、大変、中学1年生になると子どもたちが混乱するという、そういう中1ギャップがございますので、その対策など、有意義な取り組みであるというふうに考えております。

しかし、沓澤議員お話ありましたように、大変指導者を確保するということが難しくなっております。のびっ子教室です、放課後子供教室でやっておりますのびっ子教室においても、現在、人材の確保が大変になっていることを踏まえますと、学習指導を主とする学習支援につきましても、専門知識や教育技術を備えた人材を確保することが課題となっております。このような諸課題について、多角的・多面的に検討してまいりながら、この小学生の学習支援についても考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長(新井 實君) 12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) 答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

まず、駅北の町づくりについてでありますけれども、町長は、選挙期間中にもトライアルが 撤退することを踏まえて、どうにかしなくてはいけないということで後援会ニュース等を通し て住民にも訴えていたわけであります。

そして、また、その中で町長の目指す町づくりというのがあると思いますので、その町づくりの中に、いわゆるギャンブル場です、町の中心である駅の前にそうした施設が来ることについてどのようにお考えなのか。

住民の意向を重視するというのはもちろんだと思いますけれども、町長にも問われていると 思いますので、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長(新井 實君) 町長。

[町長 山下博一君発言]

○町長(山下博一君) 沓澤議員の御質問に対して答弁させていただきます。

確かに選挙中は、私がその選挙中に知っていた情報としましては、駅北のトライアルさんが 移転するということでありまして、ただ、時期については、具体的に私も十分把握していたわ けではありません。

ただ、あそこが移転することによって、跡地を何か考えなくちゃいけないなという中で、町 長に就任してから、町の地元の人から、場外馬券場の計画が持ち上がっているようだという話 は伺っています。

その以前としまして、私も生まれ育った地域でありますし、長年この地元に対していろいろ お世話になっていますし、私自身は、この地域は、やはり子どもたちが通学路、小学校、神小、 それから北中の通学路になっている状況からして、果たしてどうかなというのは、この話をお 聞きしたときに、ふさわしいかどうかというのは、ちょっとそういう感じを持った次第でござ います。

以上です。

○議長(新井 實君) 12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) 24日ではなくて8月23日に、県のほうに行かれたということでありますけれども、県としても、やはり県道の拡幅、神保原駅から17号までの拡幅に対しては、町がやれる体制を整えればやる方向だということは、もう以前からあったというふうに思っています。その体制がなかなかできないで、現在に至っているんだと思います。何年か前にも、署名が行われたというふうに思います。今回、署名に回っていく中でも、以前同じような署名をやりましたよねという住民の声もあったように聞いています。

なぜ、そこが進まないかというのは、やはり、町づくりの合意形成がされていないからだというふうに思うわけなんですけれども、町長は今後、駅北の町づくりについてしっかりと協議していきたいということであります。

駅北の町づくりを協議するに当たっては、やはりトライアル跡地、あそこも踏まえて、本当に駅北をどうしていきたいのかということが、大きな課題になってくると思うんです。町長は、その決意、いつまでに、やはり、ただ頑張りますよというのだとぼけてしまいますので、じゃ、どういう段取りを持って、どこまでに合意形成に向かって進めようと思っているのか。もう非常に長い間かかっている重大な課題で、また、馬券場売り場に関しては急に浮上した問題でもありますけれども、腰を据えて、だらだらとじゃなくて、一気に解決に向けていただきたいと思っていますので、決意についてお聞きしたいと思います。

○議長(新井 實君) 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) 沓澤議員の御質問に対して、神保原駅から国道17号までの県道神保原 停車場線の整備についての御質問だと理解しております。

これは、8月23日に県のほうの県土整備部のほうに要望してまいりました。その中で、地元の合意形成とかそういった町づくりの中で、どういった形が一番ふさわしいか、都市計画にしたほうがいいのかとか、いろいろな選択肢があるということで私も伺っていまして、こういったいろいろな課題に対して、私自身は、沓澤議員の言うようにしっかり腰を据えて、4年の任期ですから非常に短いです、この中で。

ただ、地元の皆さんから、ある人からは、俺が生きているうちに何とか、もう、積年の課題なので、何とかしてほしいという、あそこに当然ひっかかる、当然整備すれば自分の家も影響受けるような地権者もいます。そういう方からの要望が強くなって、俺が、ある人です、地元

の長老の方が、俺がまとめるからという声も出てきまして、何とかしてほしいという強い要望を受けて、私自身も、任期4年の中でしっかりそれを受けとめて、やれるところを全てやっていこうと。全身全霊と言うとちょっと大げさに聞こえるかもしれませんが、そういった腰を据えて、しっかり住民の皆さんと、是非協議会をつくって、ワークショップでもいいと思うんです。小さなまとまりをしっかり受けとめて。

それから要望書の書面も、1週間足らずで754名の署名が集まりました。これは神保原地区だけなんです。先日も、駅利用者は神保原地区だけじゃなくて、駅の北口の利用者についても署名を集めるべきではなかったかなという話もございました。ただ、県に要望に行く1週間足らず、8月11日以降、集めた中でもあれだけの署名が集まったということは、住民の期待が強いなという形で、私自身も身を引き締めて、腰を据えて、しっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長(新井 實君) 12番沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) 教育問題についてお聞きしたいわけなんですが、上里町では、もう既に試行期間に入っているようで、今後の方向としては完全に1こま増やす。いわゆる5、6年生でありますと、今、週3日が6時間授業ですけれども、それが週4日6時間授業になるということになるのかなというふうに思います。

確かに、グローバル社会というと、英語ができればグローバルな人になるのかという疑問もあるわけなんですけれども、できないよりできたほうがいいというふうに私も思います。しかし、人間形成、林修先生の、今でしょ!というあの先生はテレビの中で、林先生の、何でしたっけ、よくわからない、題名が出てきませんが、その番組の中で2回ほど、英語を早く教えることの意味がないというふうにはっきりおっしゃっています。

今、その発言をめぐっていろんな、そうだ、そうだと言う人と、いや、そうじゃないんだと言う人と、いろいろいるようでありますけれども、国が、もう決めて、新学習指導要領に基づいてスタートするわけでありますけれども、全国でも非常に混乱しておりまして、9月4日の朝日新聞でも、1こまをどう生み出すかということで、毎朝15分、読書や運動をしていた、これは静岡県の三島市にある学校ですけれども、ミナミタイム、神保原小学校、すみません、地元なのですぐ出ますが、上里でも全ての学校でそういうタイムをとっていると思いますけれども、それを切り上げて、英語のために変えていくという工夫をしているところもあるようであります。

それもちょっと、そこで使っていた読書タイムや運動のタイムも、体力が落ちていたり本離

れが叫ばれる中で、非常に重要だったんじゃないかなと思うわけでありますし、上里のように そこは絶対削れないからといって、じゃ、1時間増やす。

私は、放課後の子どもを預かる仕事についておりますので、うちの学童だけじゃなくて、そうした指導員が集まるたびに話題になっているのは、やはり、5時間で帰ってくるときの子どもの姿と、6時間受けて帰ってくる子どもの姿は全然違うんですね。もう、5時間で帰ってくるときは、たかだか45分ですけれども、子どもたちはもう遊べるという、目が輝いています。しかし、6時間で帰ってくると、宿題もやらなきゃいけない、やって帰らなきゃ次の課題や親に叱られる。そうすると遊ぶ時間がないからいらしているんですよね。

子どもたちの発達にとって、グローバル社会に適応していくことが大事なのか、林先生がおっしゃるように思考力を高める、思考力を高めていけば、英語に触れたときにそれが活用できるというふうにおっしゃっているんですけれども、教育長はどのように、長年の教育実践者でありますので、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長(新井 實君) 教育長。

[教育長 下山彰夫君発言]

○教育長(下山彰夫君) 大変難しい御質問をいただきました。

英語に対する考え方、英語科が小学校で導入される。英語活動が小学校に導入されるときにも、多分議論されたことではないかなというふうに思っております。当然、それが学年が下がっている。そんなに小学生から、そんなに早くやらなくてもいいだろうという意見も、ちまたにはたくさんあります。

ただ、子どもたちが、これからの社会をどう生きるかということを考えたときに、やはり世界の中で通用できる子どもたち、全ての子どもたちがそうなるとは限りませんけれども、日本国内においても、多文化・多言語社会に既に入っております。でもその中で共通な言語である英語について身につけてもらうということについては、私自身はやはり必要なんだろうな、自分の経験からでございます。

この年になって、やはり英語がしゃべれないというのは大変つらいものがあります。なぜしゃべれなかったんだろうというと、私たちが受けた英語教育のあり方に一つ問題があったんだろうというふうに、今考えております。子どもたちの英語でしゃべろう合宿、毎年3年生以上の子どもたちを希望者を集めて、神川げんきプラザで、ALTの先生方にお願いをしながらやっております。

入塾式をするときは、もう緊張で顔がこわばっている子が、たかだか1泊です、時間にした らば6時間ぐらいでしょうか、英語にふれる時間が。その子たちが帰るときには、基本的な挨 拶と自己紹介ができるまでになっているんです。見ながらやる子もいます、しかし、完全に自 分の言葉として出している子どもたちが出てきているということは、やはりその時期時期に、 ある程度、子どもたちに場面を設定をして提供をしてあげる、場をつくってやるということに ついては、これは必要なんだろうというふうに思っておりまして、今回の移行期間においても、 教育課程検討委員会が1日1こまを増やして、そしてきちんと上里町は英語教育、英語学習を 小学校で取り入れていこうという、職員の中で決めてくれたということを、私自身もそれで行 こうねという話をさせていただきました。

ですから、今後のこの2年間、今年度と来年度、今年度は3、4年生は15時間、1こま増やしましたけれども、15時間なんですね、15こまなんですね。35時間のうちの15時間が英語で、あとは学校でその時間は自由に使いましょうよというふうにしてあります。5、6年生も、実際のところで見ますと、完全実施になりますと70時間になりますから、現在は移行期間50時間です。20時間浮いているわけですね、1こま余計にしてありますから。その1こま浮いた20時間については、やはり子どもたちのためにうまく使ってくださいねという形で、各学校とも、先ほど、いわゆる実態に合わせた指導計画をつくってやっておりますと言ったのは、そういう意味でございます。

完全実施の2020年になったときは、きちっとやらなくてはならなくなるわけですけれども、 その間に、いかにどういうふうにやるべきかということも、また、授業のあり方等も、各学校 で十分検討してくれるものというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長(新井 實君) 12番、沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) わかりました。わかりましたというのは、教育長の考え方はわかりました。

確かに、そういう機会を与えると、子どもたちはすごい適応が早いですよね。それはわかります。しかし、限られた時間の授業日数の中で、そして今、子どもたちのいろんな問題が言われている背景にやはり追い込まれて、長年、日本は詰め込み教育がひど過ぎるというふうにも指摘を受けているわけですね。そういうことを考えていったときに、それはできないよりできたほうがいい、けれども、子ども時代にしか育たないもの、育てられないもの、後で取り戻すのは大変なもの。だけど、英語については、確かに私たちの時代でも普通に話せる人もいますし、私は全く話せないんですけれども、それは自分の努力の少なさだったかなというふうに。だから、触れた時期がどこであっても、やはり勉強の仕方であるとか、自分の努力とか、いろんなさまざまな環境によっては、また英語が話せるチャンスはあるんだというふうに思います。国が決めた新指導要領でありますので、上里町でできないと投げ出すわけにはいかない中で、

やむを得ず先生たちも一生懸命努力されているというふうに思うんですけれども、先生たちの 過重労働を考えても、ここはもっと幅広く手を結んで、教育長が県の教育長の会議等もあると 思いますので、やはり意見表明をしていく、国に対して。もっと慎重にやったほうがいいんで はないかという、そうしたことも行っていただけないのかなというふうに私は思って、質問し たところなんです。どうでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長(新井 實君) 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長(下山彰夫君) 意見表明をするということは、反対ですよという話になると思うんですね。これにつきましては、現在の教育委員会制度の中ではこれは大変難しいです、できません。申しわけないんですけれどもできません、反対ですということはですね。

ただ、やり方とか、いろんなことに少し配慮してください、人的な応援をしてくださいというような要望はできると思います。町村の教育長会議でもですね、あるいは埼玉県の市町村の教育委員会連合会も、埼玉県に対して毎年毎年、いわゆる教育の活性化、向上のための要望活動はしております。それぞれ教育委員会に回ってきて、その町でどうなんですかという要望書を出すという形で。県も国のほうに同じくそれをくみ上げながら、要望活動をしています。

ですから、そういう要望活動の中に、現在の英語教育のあり方について少し検討していただきたいとか、人的な配慮ですね。例えば、英語の免許証を持った教諭をもっと配置してください、あるいは、まだ免許を持っていないけれども、その教員に英語の免許を取れるような、そういう研修会をしてください、あるいはALTの配置をもうちょっと増やしてくださいというような。その要望はすることができますので、私はそれはしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。御理解いただければなと思います。

○議長(新井 實君) 12番、沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) 少しでも先生の負担の軽減と、また、子どもたちにとっても負担の 軽減が図れるように努力をしていただきたいなというふうに思います。

次に、体育館のエアコン設置についてでありますけれども、上里町は普通教室等のエアコン が完全に整備されているわけなんですけれども、このエアコンの設置につきましても、当初、 非常に困難を喫しました。

2010年当時の私の質問に対しても、公立小・中学校の普通教室には原則冷暖房設備はなく、 2007年度における全国の公立小・中学校の普通教室の設置率は10.2%ですって。だから、上里 町も扇風機とグリーンカーテンを推進して対応していきたいという答弁でありました。しかし、 繰り返し繰り返し、しつこく質問させていただく中で、町長が一大決心をしていただきまして、 一気に同時に設置するということができたわけであります。

今、確かに他の自治体を見たら本当に1.2%でありますので、ほとんど実施されていないんです、体育館についての設置は。だけれども、命にかかわるような事態なわけです。今、熱中症で亡くなるという不幸な事件もあったわけですけれども、上里町よかったなと、本当に暑い暑い熊谷のすぐ足元にあるわけですから、もしかしたら熊谷と同じくらい、もっとそれ以上に暑いかもしれないなと、つくづくいつも思っています。ですから、全国に先駆けてもやる必要はあると思いますし、避難所になるんですね。

今のところ大きな災害はありませんけれども、西日本の状況を見ましたら、避難所である体育館にエアコンがないという、そういう事態もありましたね。そういうことになっても困りますので、慎重にコストを出すのも必要ですけれども、やはりつける必要があるというふうに思いますけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長(新井 實君) 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) 沓澤議員の、体育館のエアコンということでありますが、私もエアコンをつけてあげて、運動する環境では、やはり熱中症のことが当然心配になりますし、御父兄の方もそういったことで、運動についてはいろいろ御配慮いただきたいという御意見があるかと思います。

これについて、教育長ともいろいろ話した中で、今、教育長の答弁でありましたように、学校の施設、私が5月に1度小・中7校、学校訪問、朝の挨拶に伺いました。2学期も7校全部ですね、まだ全部回っていないですが、あと2校残っていますが、学校の挨拶訪問をした中で、やはり上中以外の6校については、非常に校舎の汚れとか、いろいろなトイレの悪臭とか、先生の御意見伺った中で、そういう早急的な改善を求められておりまして、それはやはりトイレのにおいとか、授業の集中力を欠いてはいけないんで、下山教育長とも早急にこれはやりましょうねということで、学校の6校について、改善できるところは改善していくということで考えております。

エアコンについては、今の体育館が、エアコンを設置する構造に建築の設計がなっていないということがありますので、私が先ほど試算したいというのは、そういったコストを含めて、建築の体育館の構造が、エアコンを設置するような形で入れた場合にどのぐらいかかるのか、そういったことをまず試算して、財政のほうとよく相談して、今後、検討していきたいという考えでございます。

以上です。

○議長(新井 實君) 12番、沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) 是非、よろしくお願いしたいと思います。

次に、ひざつき清掃なんですけれども、無言というのが入ると非常に何か暗いイメージというんでしょうか、教育長のおっしゃる膝をついて一生懸命清掃すると自然に、それはわかります。学校要領等を見ましても、気づき清掃だとか、真剣清掃だとかというふうにうたっている学校もあるように思います。しかし、この何ていうんでしょうか、教員の思いというか、願いというか、それを無言という形で、私たち議員が行ったときも無言ひざつき清掃というふうに説明される先生が多くて、非常に違和感を覚えました。

何ていうんでしょうか、一生懸命きれいにという、その考え方はわかりますけれども、是非、子どもたちに伝えるときに無言という言葉をとって、きれいに清掃しようという心がけで対応していただきたいなというふうに思います。まだ、無言が学校要領とかにばんとうたっていたりすると、何か威圧感というんでしょうか、話しちゃいけないんじゃないかみたいな、そういう感じを受けますのでお願いしたいと思います。

○議長(新井 實君) 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長(下山彰夫君) 先ほど申しましたように、最初から無言が出てきたわけではございません。最初から町のほうでも出したのは、先ほど言いましたように、集中した清掃、ひざつき清掃をしましょう。全小・中学校に最初からひざつき清掃をやっていたのは、最初は上里中だけでした、それが北中に広まって、大変その成果が出てきているんですね。

小学校にこれ導入したらどうなるだろうかということで、小学校、ひざつきやったら大変だろうなというふうには思いつつも入れてみましたところ、大変子どもたち落ちつきました。

なぜかというと、そこに一点集中するという、その気持ちが湧いてきているということですね。今まで走り回っていた子どもたちが、静かに歩くことにもなっています。ですから、学校の中で、いわゆるしっかりと動く場面、落ちついて動く場面、やはり場面場面をうまく設定してやらないと、子どもたち社会生活やったときに、やはりうまくないだろうということで、集中した清掃を取り入れたわけなんですけれども。

その流れの中で、やはり一生懸命子どもたちが手元をやっていますと無言になっちゃうんですね。よその子としゃべるということは、まずできないんですよ。よその子としゃべっていれば掃除ができなくなっちゃいますから。子どもたちは、自分がやったところはきれいになって、きれいによくできたねと褒められると、子どもたちまた次のところを探して歩く、というようなことの繰り返しの中から、必然的に無言になってきたということですね。

中学生はもう発達していますから、当然もう気づきまで入っています。集中した清掃じゃなくて、集中した気づき清掃、そうすると、気づこうと思うと友達としゃべっていたらば気づけないということになるんですね。それのずっと繰り返しの中で、実態の中から各学校、中学校とも両方とも無言という言葉が入ってきた。あれは、学校からやっているよりも、子どもたちの声からも出てきているということなんです。

無言清掃が、いろいろとおかしいんじゃないかと言われるところも出てきています。それは、あることから出てきた無言清掃だからですね、最初は無言ありきなんだ。無言ありきなのか、無言は後からついてきたのかで、やはりいろいろと子どもたちを育てる上では違いがあるんだろうというふうなことを考えて、中学校での無言については、私は今黙っております。これは、必然的な流れであろうということであるならば、子どもたちに強制的に無言でやりなさいということではないというふうに、私は考えているところでございます。御理解願いたい。

○議長(新井 實君) 12番、沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) あえて、子どもたちから出てきているのであれば、無言はとって、 是非、丁寧なひざつき清掃とか、気づきひざつき清掃とか、そういうふうな言葉にかえていた だきたいと思うんです。それで私は、教育長がおっしゃったことはよくわかりますが、成長す る段階で、同時にいろんなことができるようになるわけですね。

低学年であれば、一生懸命やると言葉もとまるかもしれませんけれども、中学生、大人になっていけば、多少のおしゃべりをしても丁寧にいろんなことが、2つのこと、3つのことが同時にできる、それも成長の一つだというふうに思っているんです。それなので、ひざつきで丁寧に清掃することはいいと思いますけれども、あえて無言とこちら側がうたわなくても、自然とそういう姿であるならば、それはそれで評価すべき点だと思いますので、頭ごなしに、頭ごなしというんでしょうか、言葉で書かれてしまうと、しゃべったのが罪悪感になってしまうというような気がするんですけれども、その点、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長(新井 實君) 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長(下山彰夫君) 申しわけありません。今、沓澤議員のおっしゃることに対して、私 は納得はできないです。教育上の今までの体験、経験の中からも、いろんな積み重ねの中から その場の中でできた言葉を、外部からやめなさいとは私のほうからは言えません。申しわけな いですけれども。

学校の中でよかれとして、それがいけないことであるならば、完全にいけないことならば、 これは修正してくださいということは言えます。でも、その一つの流れの中で生まれてきた言 葉であるならば、これは育てていくべきであろうというふうに私は思っておりますので、沓澤 議員、申しわけないんですけれども、御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長(新井 實君) 12番、沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

○12番(沓澤幸子君) 各学校によっては違う表現の仕方もしていますので、それは学校の中で是非、こういう質問もありましたよということで、また改めて学校の中で議論していただくことかなというふうにも思います。わかりました。

次に、奨学金制度でありますけれども、内容を検討していただくということで、是非もう少し借りやすいように、どんどん借りている方が減っていますので、困っている方はたくさんいると思います。

私が選挙期間中に行いました共産党のアンケート、わずかな期間で取り組みまして、124名の方から返送していただいたわけなんですけれども、その中に非常に重いのがありました。子どもたちの学習ローンや病気の子どもがいたり、次女の奨学金の返済もせねばならないと。自己破産や自殺なども頭をよぎるという、そういう、詳しいことはプライバシーもありますので読めませんが、その前後に長い生活の苦労が訴えられています。

本当に、弁護士さんの勉強会などでも、今教育ローンとか返済のことが大きく取り上げられてきている時代でありますので、是非、不承認になった方々がどうされたのかなと、私は本当に思っているんですね。そういうことがないように心を砕いていただければというふうに思います。これは要望です。

そして、5番目の学習支援の事業についてでありますけれども、やはりスタッフの確保が難しいんだなと。でも、そこに補助金もつくわけでありますので、ボランティアだけでなくて、やはり退職された教員の皆さんの週何時間というような、そういう形での雇用のされ方も含めて、是非、取り組んでいただければなというふうに思うんですけれども、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長(新井 實君) 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長(下山彰夫君) 中学生の学力アップ教室、これはボランティアとはいいましても完全ボランティアではございません。教員が、通常のいわゆる支援をお願いしている授業を持てる資格のある人に対する、いわゆる臨時ですね、臨時的に入っている方の単価と同じ単価を支払ってさせていただいております。それでも集まらないです。

やっとやっと、中学3年生の学力アップも定足に足りつつある、あちこち駆けめぐりながら 人脈をつなげながら、OBにお願いしながらやっているんですね。それでも週2時間2日です、 週2日面倒を見てくださいよと言っても、なかなかないのが今の実情なんですね。

それから、大学生も、今、東京福祉大学って伊勢崎にありますけれども、東京福祉と一生懸命連携とりながらやっているんですけれども、大学生にお願いしても大学生がこちらに回ってこない。大変、大学生、今忙しいです。それから週2日と限定させてしまいますと、大学生のアルバイト先がなくなっちゃうんですね。本当に教員になりたいという夢を持っている学生さんは、見させてくださいと出てきてくれますけれども、本当に少ないです。そういう意味からいいますと、やりたいという気持ちはいっぱいあるんです。

もう一つは、この中学3年生のとき、1年生からどうだろうかと一旦考えました。1年生、2年生も対象にしようかなと思ったんですけれども、それをやりますと、部活動が崩壊しちゃうんです。どうしてかというと、通常の塾ではございませんので、9時までやるということは余り考えたくなかった。7時ぐらいまでには終わらせたいとなると、2時間やりますと5時までに集めなくちゃいけない、通常、5時に集めますと部活動の最中なんですね。そうすると、開いたとしても多分来ないでしょうということで、中学3年生のこれについても、部活動の大会が終わったところからスタートしている、いわゆる短期に絞り込もうというのが考え方だったわけです。そういうわけで、中学生の方たちはやっております。

小学生についても、放課後子ども教室をやっていますので、活動する場所というのは確保しやすいのかな、人が確保できればできないことではないなというふうには、今思っております。やるとすれば6年生でしょうね。6年生の、いわゆる6年間の例えば積み残しがあったとしたらば、それを補完するような形で、小学校の間に身につけておいてもらいたいことを、全部そこでカバーしてやって、中学生に上げてやれば、中1ギャップというのは少し解消されるだろう。そこのところで解消されていれば、中学1年生に上がったところから、何ていいましょうか、積み残ししないで済む、わからない学校生活じゃなくて済む。わからない学校生活が起こると、子どもたちは不登校にもなりますし、非行にも走る。そういうようなことがありますので、やるとすれば6年生の段階の中で、中学3年生の学力アップ教室みたいなことは考えられるのかなというふうに今思っています、私の心の中で。

ただし、申しわけないんですけれども、5校でやるとしたらば最低40人、指導者確保しなくちゃならない。今、中学3年生8名の指導者でもって、ローテーション組みながらやっています。小学校全部の5校でやると8人でやると五八、四十人ですね、最低40人の指導者を確保しないと、これがうまく転がせないだろうというふうに思っておりますので、そこで、先ほど言ったように、多角的に検討させていただきたいという答弁をさせていただいたわけでございます。

以上です。

○議長(新井 實君) 12番、沓澤議員に申し上げます。

既に通告の時間を超過しております。特に発言を許可いたします。発言は簡潔に願います。 12番、沓澤幸子議員。

[12番 沓澤幸子君発言]

- ○12番(沓澤幸子君) すみません、時間がないのでこれで終了しますと言いたかったんで す。すみません。
- ○議長(新井 實君) 12番、沓澤幸子議員の一般質問を終わります。 暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時45分再開

○議長(新井 實君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番(齊藤 崇君) 皆さん、こんにちは。

議席番号7番齊藤崇でございます。

質問の前に、今回、日本を縦断した台風21号、かなりの大きな台風でございまして、けさの報道によりますと、死者が9名、死傷者が430名程度というニュースを見てまいりました。亡くなられた方には、心より哀悼の意を表するとともに、負傷した方、それから被害に遭われた方に対して、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

先ほど町長が朝、挨拶されたように、本町においては、それほどの、今のところ被害がなさ そうであります。しかしながら、昨日私が、初日の議会が終わった後、帰る途中に、やはり竹 が、生竹ですね。道路の上を見ましたら、電線に倒れかかって、即、くらし安全課のほうに連 絡をとりました。けさ通ってみたら、改善されていたのを確認してまいりました。

いずれにしても、そういった小さなことでも、気がついたことはやはり早急に担当課のほうへ連絡するようなことが大切かなというふうに考えるわけでございます。

それでは、質問に入らさせていただきます。

さきに提出した通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

今回の質問は、1つとして、公民館長の選任について、2つ目が上里町観光協会の設立について、そして、3番目がごみの分別についてであります。

まず最初に、公民館長の選任について質問いたします。

ここ数年来、公民館長はリタイアした教職員や役場職員の天下り的な人事が多く見受けられます。さきの国会でも、文部科学省で天下り人事で大変な大きな問題として取り上げられました。本町では、一体どのような基準で公民館長を選任しているのか伺います。

例えがよくないかもしれませんが、我々町会議員も、議員になりたいという者が手を挙げ、 競争の中で自分の信念と政策を訴え、選ばれた者が議会議員として活動しているわけでござい ます。

公民館長も同様で、生涯学習に関心があり、意欲のある者が選抜試験を経て、平等の中から 選ばれることが肝要と思います。そのことにより、町民から不信感を抱かれないことにつなが るのではないでしょうか。また、ほかの市町を見ても、一般公募から選抜試験を勝ち抜いて選 ばれるケースが多い今日、本町においても、公民館長の選任方法を変えていく考えがあるのか 伺います。

次に、町観光協会の設立について質問いたします。

観光協会設立について、埼玉県では平成24年から平成28年、第1期埼玉県観光づくり基本計画を策定し、続いて平成29年から平成33年、第2期埼玉県観光づくり基本計画を策定、タイトルは「知ってもらって、来てもらって、楽しんでもらえる観光立県埼玉」というふうに基本理念を打ち出しております。

また、平成31年にはラグビーワールドカップ、平成32年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、外国人観光客誘致の絶好のチャンスと捉えています。そうした中、平成27年度の埼玉県内へ訪れた観光客は、年間約1億296万4,000人で、全国で2位となった実績があります。

そのうち、児玉広域圏内への観光客数はその3%に当たる300万人程度に過ぎず、県内、ほかの広域圏内と比較し、神社・仏閣・霊場等の歴史的建造物など、歴史文化資源、水と緑に恵まれ、季節ごとに地域を彩る花環境などの風光明媚な自然資源、そのほか伝統的な祭り、行事等の観光資源に恵まれていながらも、その観光客は低迷している状況になっております。

こうした状況のもと、この上里町を県内外に情報発信し、誘客促進を行うとともに、この地域の活性化と魅力的な町づくりに資することを目的に観光協会を立ち上げ、さらに、上里町をPRしたらと考えます。上里町行政でも観光行政を行っておりますが、行政では踏み込んだPRもできないと思います。

そこで、観光協会を設立することにより、メリットとして次のことが考えられます。1つとして、積極的な観光のPRができること。2つ目、新たな観光を創設できること。3つ目、各地区で行われているお祭り、縁日等の支援ができる。4つ目、行政ではできない観光土産品の販売ができるなど、観光を前に押し進めることができると考えます。

観光協会設立には、町当局を初め、区長会、老人会、サラの会、文化協会、商工会、仏教会、体育協会、子ども育成会等あらゆる団体の協力が不可欠と考えます。児玉郡市内に観光協会が存在しないのは上里町だけです。観光PRのおくれが目立ちます。ぜひ町当局が中心となって、観光協会設立に御尽力をいただけたらと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

最後になりますが、ごみの分別について質問いたします。

上里町においては、1市3町、いわゆる広域圏で統一された方法でごみの分別が行われております。皆さんも御存じのとおり、大別して可燃ごみ、不燃ごみ、それと資源ごみであります。 思い返してみますと、私が区長時代、平成25年度までには、町に委嘱された衛生委員という方が存在していて、資源ごみ回収日には立ち会った経緯がございます。

本題に入りますが、特に気になるのは、可燃ごみと不燃ごみの分別、それから不燃ごみと資源ごみの分別です。不燃ごみの袋は透明で中身が見えます。この中には食品用プラスチック類が入っているのを多く見かけます。また、資源ごみとして分別してほしいアルミ缶、スチール缶が不燃ごみとして出されている光景が多く見受けられます。リサイクルできるものはしっかり資源ごみとして考え出してほしいと思います。また、集積所によっては、小屋がある場合ですね、収集日以外にも持ち込んである傾向も見受けられます。

もちろん町では収集日や分別についてA3版カラーで「家庭ごみの正しい分け方・出し方」のチラシを各戸に配布して周知しております。しかし、現状は分別が徹底されておりません。

そこで、各地区に、仮称ですが、ごみ分別推進委員を配置して、町民の意識高揚を図っては と思いますが、町長の考えを伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長(新井 實君) 町長の答弁を求めます。 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) 齊藤崇議員の御質問にお答えさせていただきます。

1の公民館長の選任については、教育委員会の関係で教育長のほうに答弁をお願いしております。

次に、2の観光協会について、①上里町観光協会設立についてのお尋ねでございます。

埼玉県が策定した第2期埼玉県観光づくり基本計画によりますと、議員御指摘のとおり、平成27年度の観光入り込み客数は1億296万4,000人に上っているものでございます。その8割がさいたま市や川越市に集中しており、熊谷市、秩父エリアを初め県北エリアへの来訪数は全体の2割にとどまっております。

こうした状況の中で、町では上里サービスエリア周辺地域を観光の拠点としております。平

成29年度に開業したアグリパーク上里内には、情報発信コーナーを設置し、町の観光パンフレットの配置をしたり、サービスエリア下り線側を利用して、観光パンフレットの配布や農協などと協力して農産物の試食を行うなど、PRイベント活動を開催して、観光客の増加を図っております。

町内には、中山道沿線を中心に残されている名所・旧跡や豊かな自然環境、新鮮な農産物等の観光資源がありますが、現状においては、観光客にとって魅力ある状況とまでは言えないと考えておりますので、観光資源の掘り起こしやこの地域における観光のあり方などを模索する必要がございます。

観光資源の掘り起こしなどを行うに当たりましては、町が主体的に考え、事業の継続性、経済性などを考慮し、上里町ならではの手法について検討していく必要があるものと考えております。

上里町では、これまで観光ビジネスのチャンスがありませんでしたが、上里スマートインターチェンジが供用開始となったことから、関越自動車道を利用される旅行者が気軽に上里町を観光していただける準備が整ったと考えております。

ここで町としては、観光を考える時期に入ってきていると感じていますので、埼玉県観光課の協力を仰ぎながら、それらを実施できる体制づくりをしていかなければならないわけでございますが、まず、町組織における実施体制の確認や既存団体でできること、できないことを整理していき、同時に、先ほど御説明しました観光資源の掘り起こしなどの結果を踏まえて、観光協会の設立について検討してまいりたいと思っております。

次に、3、ごみの分別についてでございます。

①ごみ分別推進委員の配置についてのお尋ねでございます。

議員お話しのとおり、以前、上里町には環境衛生推進委員の制度があり、各地区から委員さんが選出され、平成25年度まで御尽力をいただいておりました。

環境衛生推進委員さんは、ハエや蚊などの駆除のため、屋内消毒や側溝消毒、消毒薬の配布などの業務に長年携わってきていただきましたが、家屋の近代化や浄化槽の普及など、住宅環境の改善により消毒事業は終了し、その役割は家庭ごみの対策へと移行いたしました。

環境衛生推進委員制度、末期においては、ごみの分別指導、資源ごみの回収の立ち会い、収 集所の管理などを行っていただいておりました。

環境衛生推進委員制度を廃止する際に、活動内容の調査を実施しておりますが、ごみの分別 誤りを指摘され、激昂する方もおり、多くの行政区ではトラブル対策のため、区長さんと一緒 に活動していただいていたようでございます。

平成22年度の決算監査において、環境衛生推進委員のあり方について指摘を受けまして、検

討した結果、環境衛生推進委員制度を廃止したわけでございますが、最近は近隣市町もごみの 分別業務が中心である環境衛生推進委員制度の廃止を検討しているようでございます。

議員御提案のごみ分別推進委員の配置は、環境衛生推進委員の末期の活動と類似するような 点などを考えますと、慎重に検討する必要があると考えております。

また、ごみ分別推進委員を配置する場合は、委員さんを地域から選出していただくことになりますので、区長さん等の御意見を聞きながら、今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(新井 實君) 次に、教育長の答弁を求めます。 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長(下山彰夫君) 齊藤崇議員の公民館長の選任についての私に対する質問にお答え申 し上げます。

①の一般町民から幅広く公募することについての御質問にお答え申し上げます。

まず、「どのように公民館長を選任しているのか」でございますが、上里町の公民館の運営についての方針では、公民館は地域住民の学習と交流の拠点であること、運営に当たっては、住民の意志を尊重しながら事業の運営を行うことを方針にしている社会教育施設として位置づけられております。

そこで、公民館長の選任に当たりましては、地域に精通している人、社会教育に対して知識や経験を有する人、週3日程度、公民館に勤務が可能な人などを条件としながら、地域からの情報をいただき候補者を選定し、社会教育法第28条の規定により、教育委員会の議決を経て、教育委員会が公民館長に任命をしてまいったものでございます。

次に、「選任方法を変えていく考えはあるのか」についてでございますが、現在、本町の公 民館長は特別職非常勤職員として勤務いただいております。国の制度改正により、2020年(平 成32年)4月1日から特別職非常勤職員の定義が厳格化され、一般職で任用期間1年を限度と する、会計年度任用職員に移行することとなりました。

公民館長につきましても、この制度が適用されることとなりますので、2020年(平成32年) 4月1日に間に合うように、選任方法等について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長(新井 實君) 7番齊藤崇議員。

[7番 齊藤 崇君発言]

○7番(齊藤 崇君) 何点か再質問させていただきます。

ちょっと前後するかもしれませんけれども、御容赦願います。

まず、公民館長の選任についてなんですが、社会教育の場、交流の場ということで地域に精 通している人、私が先ほど言いましたように、私が見ている限り、教育長が答弁されたように、 多くが教職員や役場職員のリタイアした方が就任していると。先ほど私が述べたように、やは り、一般企業、地元出身で一般企業でリタイアして来た方でも、いろんな形で地元のことにか かわっている方というのは少なくないと思うんですね。勤めをしながらでも、休日には地元の 行事に参加したり、そういう方というのはかなり私はいると思います。

そういった中で、やはり、そういった社会教育とかに、生涯学習に興味のある方というのはいると思うんですよね。ですから、それを要するに一般、一般というとちょっと範囲が広くなっちゃうかもしれないですけれども、例えば来年度、例えば31年度、どこどこの公民館長を募集しますとネットでも何でも公表すれば、そこに応募してくる方はいるかというふうに私は考えるわけなんです。

ですから、そういうふうな、先ほど平成32年4月から変わるようですけれども、私はそういう考えで今回この質問をしたわけでありまして、今後、そういうふうに変わるんであれば、平成32年から変わるんであれば、先ほど最後に、公民館長の選任方法を変えていく考えがあるのかということについては、これで理解できるわけです。

しかし、やはり世の中にはそういった意欲のある方というのはいるので、今後もそういうことを含めた上で、公募するふうなことを考えてもらいたいというふうに考えますけれども、もう一度この件について、教育長の答弁をお願いいたします。

○議長(新井 實君) 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長(下山彰夫君) 齊藤議員のおっしゃりたいことは、よく御理解できます。

上里町が今まで公募をしないで地域の人たちからいろんな情報をいただきながら選んできた という経過があるわけですけれども、ちょっとだけ訂正させていただきますと、役場職員と教 員が多い、確かにここのところ何年か続いていますけれども、今年度もある公民館は民間の方 でございます。それから、ある公民館も前の代は民間でございます。

そんなことを考えていますと、民間が全くやっていなかったということではございません。 選任に当たりましては、大変実は苦労しております。何度も何度もお願いをして見つけて、情報をいただいた方にお願いをしても、いやいやできないよ、できないよということで、何人も動いているという状況がございます。

そんな中で、お願いをして現在の公民館長、数年前、私がなってからの話になりますけれど

も、公民館長にお願いをしてきている状況もございますので、その辺は御理解いただきたいな というふうに思っております。

それから、公募の問題なんですけれども、埼玉県公民館連絡協議会という協議会ですね、63 市町あるんですけれども、50市町がその公民館連絡協議会に加盟をしております。その公民館 連絡協議会の中の館長で、全部は調べておりませんのでわかりませんけれども、北部教育事務 所管内です。大里、秩父、児玉、その中で公募しているのは、実は本庄市のみです。本庄市も 全て公募ではなくて、11館ある中の9館が公募であるということなんですね。

こういう状況から見て、公募も一つの方法であるということはよく理解できますけれども、 なぜ公募でないのかということを考えますと、やはり、選任が大変難しい状況にあると。

こんな新聞記事がございました。ちょっと古いんですけれども、2016年の中日新聞です。こちらの新聞ではございません。公民館長のなり手不足。福井県小浜では職安を通じて公募。なり手がいないんですね。やってくださいといっても、いや、無理ですよと言われている。

上里も実はそういうような状況がございまして、かなり無理を言って、何とか2年頑張って いただけませんかね。2年終わったときには、あと1期やってください、次がおりませんから。 今年度、実は、ある公民館、3期目に入りました。教員です。もう絶対嫌ですという方を、何 とかお願いします。公民館長を置かないわけにはいきません。民間の方を当たりました。地域 から推薦された方を当たりました。それでも無理です。公民館長をなくすわけにいかないんで、 強引にお願いしまして、何とかあと1期やってくれないかという形でお願いをして、うまく公 民館を運営していただいているという状況がございますので、公募に対する考え方については、 私も理解をできますし、そうすることによってまた変わる面もあるかもしれませんけれども、 現時点では、なかなか公募をやっても人が集まらないんだろうなということでありますので、 先ほど申し上げました4月1日に間に合うように、選任方法について検討してまいりたいとい うのは、いわゆるほかの職員も会計年度職員にかわっていかなくちゃならない。町の職員、い わゆる臨時でお願いしている人たちは全てこれにかわっていかなくちゃならないということに なりますと、町の人事の関係、任用の関係とあわせて物を考えていかなくちゃなりませんので、 社会教育施設、公民館長だけ選任に変えますよということは、ここでは私には明言できないと いうのでこういう答弁をさせていただきましたので、御理解いただきたいというふうに思って おります。

以上です。

○議長(新井 實君) 7番齊藤崇議員。

[7番 齊藤 崇君発言]

○7番(齊藤 崇君) 大体今の教育長の答弁はわかりました。

ただ、私はもう少しグローバルな考え方で、時の総理大臣が民間でできることは民間でということで言ったのを思い出したりなんかして、こういう質問をしたわけでございます。これについては、答弁は結構でございます。

次に、町の観光協会について再質問させていただきます。

この中、先ほど言ったように、1市3町、児玉郡で観光協会がないのは上里だけなんですよ。 これについて、先ほど町長は、ちょっと答弁をいただいたのかどうかわからないんですけれど も、はっきりと私の耳に入ってこなかった経緯があるんですが、先ほど言ったように、こうい った第2期埼玉県観光づくり基本計画というのがあるんですよ。これはちょっと厚いんですけ れども、これを参考に私は見て、どうしても今後町を活性化するために、先ほど答弁の中に、 スマートインターを拠点とした考え方というのは、ちょっと納得できないです。

というのは、埼玉県北部地域振興センター本庄事務所というのがあるんですよ。ここは、こういう冊子を出しているのを、皆さん知っていますか。これは、本庄、旧中山道から上里、それから新町を抜けていく近隣の名所旧跡を発掘した冊子になっています。これは、ここに総務課長がいますけれども、総務課にあるんですよね。多分私がいただいたときには、この振興センターから50部来ているはずなんですね。第3弾まで出ています。これは私は読破しましたけれども、やっぱり掘り起こしてみると、こういうことはあるんです。

結局何が言いたいかといえば、先ほど拠点をスマートインター周辺といいますけれども、じゃなくて、よく旧中山道を歩いて神流川古戦場ですか、あの辺をずらっと歩いていく観光客を見た経緯もあります。

そういうことを掘り起こしていくという言葉が先ほど町長の答弁の中にありましたけれども、こういうものをもう少し活用して、やっぱり町もせっかく、先ほど言ったようにスマートインターもできました、確かに。だから、それはそれで、また歴史的なこういうものを、先ほど言ったように歴史的なものもあるわけです。郷土資料館にもいろんなものがあります。ですから、そういうものをもう少し再確認した上で、要するに、例えばちょっとこういうことを言っていいかどうかわかりませんが、観光協会を設立するに当たって、町当局は主体となってやってもらうのが一番ベターなんですね。

というのは、上里町総合文化センター、ワープですね、ワープ上里。これを今そういった形でできているわけですが、これと同じ考えでいいのかどうか、ちょっと私も勉強不足でわからないんですけれども、そういったことで、やはり町をもっとPRする、こういうふうなことがこれから、先ほど児玉郡圏内に3%しか、約年間300万人ぐらいしか来ていないよということを考えた場合に、やはり、もう少し力を入れて、そうすると、同僚議員がいつか言っていましたけれども、税収以外の収入を得るためにも、やはり、こういうことで活性化というか、図っ

ていくことが必要なんじゃないかなというふうに思いますけれども、町長の答弁をもう一度お願いします。

○議長(新井 實君) 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) 齊藤議員の御質問に対して、明確に私としましては、観光協会の設立 について、検討していきたいという答弁をしたわけです。

先ほど、小冊子も私も拝見していまして、拠点化というのは、要するに中心的な位置であって、観光ですから、先ほど掘り起こしということを言ったわけなんで、上里町全体に、中山道も含めてお寺、神社、それから名所になるべき神流川古戦場とか、それからJRさんも神保原駅を中心に、駅からハイキングというのをやっています。これは、JRさんが安盛寺とか上里の駅の近辺の神社、寺を回るハイキングコースみたいなコースを設定していまして、そういったイベント等もやっております。そういった中で、観光事業として掘り起こしていくというために、やはり組織が必要だなということでは、齊藤議員がおっしゃるとおりに、そういう認識でございます。

上里のゴルフ場も含めて、神流川、鳥川、あの一帯も観光化できる。上里のゴルフ場に来る お客さんについても、首都圏から来るお客様もございますので、それも捉え方によって観光の 一つのお客さんであるなという感じでございます。

そういった中で、私としましては、埼玉県の観光課に8月23日に、上里の観光事業について御支援いただきたい、御協力いただきたいということで観光課長に要望活動をやってまいりました。そういったことを受けて、近々観光課長が上里町においでいただくことも約束いただいていますので、観光協会を設立するかどうかも含めて、今後検討していきたいと思っております。

その中で、寄居町に今、NPO法人で観光事業をやっている団体があります。これは役場内にNPOで観光団体が観光事業をやっているようですので、そういったことも参考にし、また、児玉郡の市町の観光協会の活動についても勉強させていただいて、早期に観光協会に近い形で、どういったあり方がいいのか、観光協会に一足飛びにいくかどうか、ちょっとまだ定かではありませんが、その方向で前向きにいきたいと思っております。

以上です。

○議長(新井 實君) 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番(齊藤 崇君) それで、先ほども言ったように、観光協会を立ち上げるということになると、メリットはありますよということで言ったんですけれども、一番今、行政でできない

観光土産品というのがあるんですよ。例えば今、ワープで売っているこむぎっちの、今日はつけていないんですけれども、こういう販売も、バッジですね。ああいうことも、行政では販売ができないわけですね。ですから、そういった観光土産品なんかも販売できるというメリットがあります。

先ほどとちょっと繰り返しになりますけれども、やはり見づらいと思うんですけれども、1億296万4,000人、埼玉県2位なんですよ。2位なんだけれども、これだけ観光局、東京都に続いてあるわけです。ところが、先ほどから言っているように、児玉圏内には300万程度しか年間来ていないよと。これは、だから上里だけじゃなくて、やはり、前の同僚議員が言っていたように、1市3町が合同で、いろいろ合同で広域でやっていることはあります。ごみ問題だとか、いろいろあるんですけれどもそういった協調性を持って、もっと幅広い意味でそういった観光客を増やして、税収以外の収入を得られるような体制づくりが必要じゃないかというふうに私は考えるわけなんです。

これは単にいいかげんなデータじゃないと思うんですよね。これだけの数字がちゃんと出ているんですから。これをいかに呼び込む施策、生きているうちに頭を使って、何とか町長、やりましょうよ。もう一回答弁お願いします。

○議長(新井 實君) 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) 齊藤議員に対しての答弁になりますが、先ほどその観光協会も含めて、町の中にも、観光ボランティアをやってもいいよという声がありまして、そういった人の面も含めて、上里の中で観光協会が必要でということで、ぜひそういったところも含めて推進していきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(新井 實君) 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番(齊藤 崇君) 続きまして、ごみの分別について、もう一度再質問させていただきます。

これは、昨日も同僚議員からも質問があったと思うんですけれども、私はちょっと違った角度からこれを捉えてみようと思って、あえて質問のタイトルにしたわけです。

先ほど答弁の中で、ちょっと私が例に出したのがよくないのか、衛生推進委員なんていうのをちょっと例に出しちゃったのがよくないのかなと思うんだけれども、結局、私もそれは衛生推進委員というのを廃止した経緯というのは理解できます。町長答弁したとおりなんです。

だけれども、このごみというのは、本当に、この間の子どもの意見発表会にも出てきました

よね。やはり、ごみのない町ということは、あの小さい5年生、6年生が認識できているわけですから、やはり、これは教育長には通告していないんですけれども、学校教育でごみに対する教育というのを、これは後で結構ですから、ちょっとわかる範囲で答弁していただければと思うんですけれども、やはり、資源として扱えるもの、資源ごみですね。スチール缶、それからアルミ缶、こういうものが本当に不燃ごみとして処分されるというか、分別されないであるということは、これはもう本当に、我々もそういった分別を、集積所で立ち会いの経験をしてきた上で考えると、本当にもったいないというか、もう少し理解できないのかなというふうに考えるわけです。

先ほども言ったように、A3版で各戸に、1万2,961の戸数にごみの分別方法の正しい出し方というのを配ってあります。私も再確認して全部見ました。そういうふうな啓発活動もしています。途中で出し方が変わったりとかいうのは、これは広報等で周知しているというふうに聞いています。

しかし、依然としてこれが徹底されないということは、やはり周知というか、町民の認識の 甘さというか、これが要するにお金になるんだよ、資源として復活できるんだよということを、 昨日の同僚議員の紙の問題じゃないですけれども、そういう意識を持たせることを、もう少し 町当局も町民にアピールできる方法、広報だけじゃなくて、やはり、もっと町民が目につくよ うな方法ですね。そういうものを何か考えてやっていただきたいなと思うんですけれども、そ の辺、町長、どういうふうに今後考えたらいいと思いますか。

○議長(新井 實君) 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) 齊藤議員に対しての答弁をさせていただきます。

昨日もちょっと行政報告の中で報告しましたように、子どもの意見発表会の中でごみをなく したいという、たくさんの児童の中から御意見が出まして、町では、ごみゼロ、事故ゼロ運動 をやりましょうということで、これは単なるスローガンだけではなくて、今後そういったこと を町の中で皆さんに取り組んで、行政のほうも当然ですが、町民の皆様にも御協力をいただき ながら、このごみゼロ、子どもたち、児童の思いを具体的に行動に移したい、そういう思いで ございます。

実際は、ごみでも、地元の、私の住んでいるところでも、地元の住民できちんと分別をできている住民の方も当然いらっしゃいます。しかしながら、例えば中山道のところに、ちょっと駐車スペースがあると、朝、通勤の途中でそこの地域の住民でない、多分、ひょっとしたら他の市町から来る人もいるかと思っておりますが、そういった方がごみを置いていくということも散見されます。

そういったところで、町でできるところは全て何とか頑張っていきますが、そういったことも含めて、これから区長会の皆さんともそういった事例も含めて、ごみゼロ、事故ゼロをどういった形でやっていけるか検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長(新井 實君) 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長(下山彰夫君) 教育の中でごみの問題をどう扱っているのかという話でございますけれども、昨日、仲井議員の答弁の中で、ごみ問題についての教育のあり方、進め方ということについては説明させていただいたので、それを御理解いただければなというふうに思っております。これが学校の中で行っている、いわゆるごみに対する子どもたちへの教育の問題でございます。

ただ、私の教育の自論なんですけれども、子どもたちを育てるのに、こんなことわざが昔からあると思うんですね。子どもは家庭で芽を出し、学校で花を咲かせ、地域で実を実らせるという昔から言われていることわざです。これは明治時代の幡羅高等小学校の家庭へのお願いという文章の中にある言葉なんですけれども、そのころからもうあったという。ということは、それ以前からあるということなんですね。

と申しますと、学校は、今いったように花を咲かせる場所です。花を咲かせるというのは、 先ほど言いましたように、学校教育の教育の中で、いろんなことを考え、教え、学び、それを させるのが学校だというふうに考えています。さらに、それを本当のものに実らせるのは、や っぱり地域の皆さん方の支援がないとできないということなんですね。学校でいかにいろんな ことを学ばせても、地域の中へ帰ったときに、全く違うことが行われたとすれば、子どもは育 たないんだということなんです。それは連鎖をするんだということなんです。間違いなく連鎖 しています。

先ほどのごみ問題にしても、やってはいけないということは皆さん承知していると思うんです。ただし、やむを得ず捨てていってしまう、あるいは置いていってしまう。恥ずかしいと思いながらもやってしまうということはあるんですけれども、それは連鎖なんですね。いわゆる地域の中で、小さいときから育てられていなかったということがあるんではないかなというふうに思っております。

ぜひそういうことを皆さんで考えないといけない時代に来ているのかなというふうに思いますので、このごみの問題につきましても、分別委員さんをつくったからできるではないというふうに思います。その地域、地域それぞれが、それぞれの地域の特色をある形をつくり上げるというのが、私たち地域住民に住む人間の考え方として持っていかなくてはいけないんではな

いかなというふうに今までも考えておりました。こういう話をさせていただいて、ありがとうございます。

こういう考えでいかない限り、町づくりというのは進まないんではないかというふうに思っていますので、皆さんで手を合わせていく必要があるかなというふうに思っております。 以上です。

○議長(新井 實君) 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番(齊藤 崇君) ありがとうございます。

確かにその理想というか、理想というと、また言葉がちょっとおかしいんですけれども、確かに私もPTAで少し勉強させてもらったことがあるんですけれども、しつけというのは、やっぱり家庭なんですね。それはわかります。だから、ごみを要するにいかにこういうふうに分別したり、正しいところに捨てたりということは、確かに家庭でのしつけ。勉強は学校で一生懸命教えますから、しつけは家庭でやってくださいというのは、今でも頭の隅に残っています。それはそれで結構でございます。ありがとうございました。

それと、ごみ分別推進委員という、私が仮に今こういう名称で言ったんですけれども、引き合いに出した衛生委員ですね。これが当時、町長の先ほどの答弁だと、現場でそういったことを指摘したりなんかすると、クレームになって災いのもとになるとか、確かに言いづらいのは言いづらいですよね。ただ、そこのところは、やはりある一定の期間やってみて定着すれば、いつまでもこういった委員を委嘱して置いておく必要はないと思うんですよ。

例えば去年の10月から、ペットボトルはラベルを剥がして出してくださいというふうに出し方が変更になりました。ということは、私もたまには家内に頼まれて、そういった資源ごみを出しに行くんですけれども、ペットボトルのかごを見ますと、7割程度はラベルが剥がれています。ということは、やっぱりそういうことをある程度定着できてくれば、今私が仮に言ったごみ分別推進委員なんていうのは必要はなくなって、すぐに廃止できるんじゃないかなというふうに考えます。だけど、やっぱり定着するまでには、いろんな方がいますから、やはり知らなかったという人もいるし、知らなかったんだったら、素直に、じゃ、次回からこうしますというふうにやってくれると思うんですね。ただ、そこでクレームになる場合もあります、人間いろんな方がいますからね。その辺をもう少し柔軟な形で、定着するまで名前は別な名前でも結構ですから、置いてみたらどうかなというふうに私は考えるんですけれども、もう一度この件について答弁をお願いいたします。

○議長(新井 實君) 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) 齊藤議員の御意見は大変尊重させていただいて、先ほど申しましたように、地域との、区長会等の御意見と相談しながら、前向きに進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長(新井 實君) 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番(齊藤 崇君) それから、集積所の小屋があるところとないところがあるんですよね。 私の居住している藤木戸地域には、ほとんどあります。そういうところ以外、要するにネット で覆っておく、要するに小屋のないところですね。そういうところは比較的ごみがいいかげん に出ていないんですね。要するに小屋があると、そこの地域の人が置くのか、それとも先ほど あったように、通りがかりの人が置いていっちゃう場合もあるのかもしれないんですけれども、 できれば、ないほうがきれいに清潔に徹底されているような気がします、私は。

それは、やはり、私の地域では戸数が多いものですから、土日を挟んで、長幡地域は可燃物が月曜、木曜ですけれども、なると、小屋2つあるんですが、はみ出しちゃうんですよ。それで黄色いネットをかけておくんですけれども、毎回じゃないですけれどもね。というのは、要するに小屋があるために、ほかの不燃物だとか、そういうものも出ているんですよね。そうすると、それがスペースをとっちゃって、結局はみ出るというふうな悪循環が見受けられます。

小屋のないところというのは、先ほども言ったように、もうきれいに片づいて、収集車が来るときれいになっているんですよね。その差があるんですけれども、これは各地域の、地区の構想で集積所の小屋をつくっているわけでしょうから何とも言えないんですけれども、この辺を、やっぱりいろんな方がいるんで、私一人ぐらいいいだろうとか、そういうふうな、要するに出す日を守らない、こういう人もいるがために、やはり何らかの形で、そういった指導をするような方を置いたらどうかななんて、つらつら考えるわけなんですが、これもできれば定着するまで置いていただければというふうに再度お願いして、私の質問を終わります。

○議長(新井 實君) 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) 齊藤議員からのごみの収集所のことで御質問でございます。

平成26年度からごみ収集所の管理、分別指導、資源ごみの回収立ち会い等につきましては、 行政区の区長さんを中心に活動いたしております。

齊藤議員から御指摘のありました課題については、今後そういったことも踏まえて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(新井 實君) 7番齊藤崇議員の一般質問を終わります。 暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

午後1時30分再開

○議長(新井 實君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま教育長より発言の申し出がありましたので、教育長の発言を許可いたします。 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長(下山彰夫君) 先ほどの公民館長選任のところの再質問の答弁のところで、私の発言した言葉の中に不適当な言葉がありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

公民館名を出してしまいましたので、その公民館名のところを、ある公民館というふうに訂正していただければ大変ありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(新井 實君) 一般質問を続行いたします。

11番納谷克俊議員。

[11番 納谷克俊君発言]

○11番(納谷克俊君) 議席番号11番納谷克俊です。

通告に基づき、一般質問を行います。

今回の私の一般質問は、上里町土地開発公社について、存在意義が薄れつつある土地開発公 社の今後のあり方についての1点であります。

以下、極めて簡潔に伺いますので、よろしくお願いいたします。

土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、町の全額出資により設立された特別法人として、これまで町づくりの計画的な推進及び財政負担の抑制を果たすため、町からの公共用地の先行取得依頼に基づき、迅速かつ柔軟に用地取得を行い、町の事業計画の進捗に合わせて町に売却を行うことにより、計画的な町づくりに一定の役割を果たしてきました。また、近年では、上里サービスエリア周辺地区整備事業における産業団地の造成、分譲により、税収増、雇用の創出につながる大きな成果を上げたと認識をしております。

一方、近年の社会情勢の変化、とりわけ地価の下落傾向、普通建設事業の計画等により、土地の先行取得の必要性が少なく、土地開発公社そのものの存在意義が薄れつつあります。実際に、昨年度においては、先行取得、公有用地売却、事業用地売却の実績はありません。しかしながら、現在土地開発公社では、上里サービスエリア周辺地区整備事業用地として1758.66平

方メートルの造成済みの土地を保有しており、その多くが産業団地B区画の残地であり、今後 も売却に向けての交渉、また用地の管理を行っていく必要があります。

また、産業団地分譲時における土地売買契約の特約に関する規定についても、土地開発公社の今後について拘束されるものかと考えております。

以上のような内容も踏まえて、町として土地開発公社を今後どのようにしていくのか、真剣に考える時期に来ていると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(新井 實君) 11番納谷克俊議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) 納谷克俊議員の1、上里町土地開発公社について、①存在意義が薄れつつある土地開発公社の今後のあり方についての御質問にお答え申し上げます。

昭和47年制定の公有地の拡大の推進に関する法律に基づきまして、上里町におきましても、昭和48年5月に上里町土地開発公社が設立されました。土地開発公社の目的は、公共用地等の先行取得でございます。地価の高騰や土地利用の乱用などによりまして、公共用地の取得が困難であった高度経済成長期やバブル経済期におきましては、全国的に土地開発公社の有益性が発揮され、公共事業の推進に寄与したものでございました。しかしながら、現在においては、地価高騰期に取得した用地が公共事業の遅延などにより不良債権化するなど、土地開発公社のあり方が問題視されているという側面もあるようでございます。

このような背景があることから、埼玉県による土地開発公社に関するヒアリングが毎年行われておりまして、上里町も早期解散に向け、指導を受けているところでございます。幸いにして、上里町土地開発公社におきましては、不良債権化した土地はないわけでございまして、現在、公社の所有する土地は、上里サービスエリア周辺地区整備事業による産業団地1,758平方メートルほどとなっております。この産業団地の売却が終了した場合は、土地開発公社の事業が完了となるわけでございますので、土地開発公社の理事会におきまして、解散に向けた議論が進められるものと考えております。その際には、上里町にふさわしい土地開発公社のあり方について、十分に検討する必要があるのでございますので、このように考えております。

以上です。

○議長(新井 實君) 11番納谷克俊議員。

[11番 納谷克俊君発言]

○11番(納谷克俊君) 11番納谷です。

非常にわかりやすい簡潔明瞭な答弁ありがとうございました。

そこで、先ほど私も最後に少しだけ触れさせていただいたんですけれども、土地売却時における特約に関する問題があると思うんです。それに関して10年間ということで、それを残した期間で公社のほうが解散できるのか否かというのは、公社のほうの理事会の話になるかなとは思うんですけれども、その辺もある程度町でも検討されているかと思うんですが、今の答弁でありますと、あくまで残地約1,700平米の部分の売却が済んだときに解散も含めての議論だということなんですが、実際、その辺の調査は、事務局は総合政策課も兼ねているということで、ある程度の調査は済んでいると思うんですけれども、その上でそこも含めての解散議論ということでよろしいのでしょうか。確認のためお願いいたします。

○議長(新井 實君) 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) 納谷議員の質問に対して答弁させていただきます。

納谷議員も御存知のとおり、契約に関する土地の買い戻し等があって、そういったところで、 契約の日から10年間というものが事業者との間で取り交わされております。そういったことも 含めて、解散に当たってはこの辺の整理も必要となってくると思いますので、その辺の検討を 含めてやっていって、ただいまの答弁になったわけですので、是非御理解いただければありが たいと思っています。

○議長(新井 實君) 11番納谷克俊議員。

[11番 納谷克俊君発言]

○11番(納谷克俊君) 11番納谷です。

ありがとうございました。

このまま順調にいって残地の整理ができれば、開発公社の解散に向けて進んでいくのかなということでございます。恐らく議員のみならず、多くの人が土地開発公社の行方というのには関心を持たれているのかと思います。と申しますのも、やはり残余財産といいますか、現時点での現預金が13億4,692万という大きなお金があるわけでありまして、財政状況が厳しい中、もし解散ができ、このお金が出資団体であります上里町に帰属になれば、多くの事業もできるのかなという部分もあると思います。

また、あわせて少し関連になってしまうところは申しわけないなと思うんですけれども、土地開発公社の事業というのは、土地の先行取得ということでございます。そうなってきますと、若干ニュアンスは違うのかもしれませんけれども、町には土地開発基金もありまして、こちらも2億円を超える基金があるわけでございまして、先行取得の必要性というのが少ないのであれば、あわせて考えていくべきなのかなと思うんですけれども、若干外れてしまうのは承知な

んですけれども、その辺をいかがお考えか最後にお聞きして、質問を終わりたいと思います。 ○議長(新井 實君) 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

- ○町長(山下博一君) 公社が持っている資産を含めて、納谷議員に御指摘いただいたことを 公社の理事会の中で慎重審議させていただいて、今後の進め方を検討していきたいと思います ので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(新井 實君) 11番納谷克俊議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後1時45分再開

- ○議長(新井 實君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
 - 一般質問を続行いたします。
 - 2番髙橋茂雄議員。

[2番 髙橋茂雄君発言]

○2番(髙橋茂雄君) 皆様、こんにちは。

議席ナンバー2番髙橋茂雄でございます。

議長に発言の許可をいただいたので、質問をさせていただきます。

私の質問は、1、環境問題について、①生け垣について、②街路燈について、2、土地改良 区の未収金についてでございます。

最初に、生け垣についてですが、この間の小学生の明るい町づくりや広報でも載っていましたが、空き家や高齢になり、生け垣が伸び放題で道路にはみ出したり、カーブミラーにかぶさったりしていて大変危険なところが多く見受けられます。片側一車線のような、交互通行のようになりまして、24時間違法駐車をしているような感じにも見受けられますので、今後どのような対策をしていくのかという質問と、それと、親が一生懸命やっていたので、子どもが40代になっても刈り方がわからないとか、そういう人たちにこれからどうやって指導していくんでしょうか。そのことをお尋ねしたいと思います。

2番目に、街路燈についての質問をいたします。

街路燈といってもネオンなんですが、昭和45年から47年ごろに、上里村から上里町に変わり、町内を明るく照らすということで、町が補助金を出してかさが1灯式のオレンジ色の街路燈を、上里町商工会が窓口になり、設置いたしました。正確な数、本数はわかりません。その後、昭和62年にジャスコがオープンしたときに、当時大店法等があり、現在のイオンか、テナントの

持ち主のヤマト興産かわかりませんが、助成金を出してもらい、1本4万円から5万円の負担で町内に当時150本設置いたしました。かさが2灯式の青い街路灯です。平成16年にもう耐用年数が過ぎてポールが落下するんじゃないかということで、危険ではないかという意見が出て、現在のポールが茶色でかさが灯籠の形の街路燈を、商工会員に1本12万円で当時50本建てかえました。町の助成金は1本5万円でした。商工会員も景気が悪かったりしたので、50本にとどまりました。平成16年の街路燈はポールごと交換いたしましたので、残りの100本、今あるかないかわかりませんが、耐用年数が過ぎていると思われます。昭和44年から47年ごろの街路燈に、ポールの2灯式のかさを取りかえたものも現在あると思います。

先日の関西の地震のときに、ブロック塀が倒れて小学生がお亡くなりになりました。神保原駅北口のグリーンベルトの上や県道や歩道の通学路の上に、まだ危ない街路燈が残っております。 7メートルぐらいの高さから落下したり、ポールが倒れたら大変危険です。事故が起きてからではわかりませんが、もう古くなっちゃって持ち主がわからなかったり、事業をやめちゃったりしていて、責任の所在もわかりません。けがをしても対応ができないので、町としての対応の仕方をお伺いしたいと思います。

それと、2番の土地改良区の未収金についてですが、平成30年3月31日現在において、多額の未収金が発生しております。未収金が984万2,591円、年々増え続けております。29年5月31日には961万4,291円でした。また、世代がかわって加入したときに、土地や畑を持っているというのも知らない人が増えたときに、賦課金を徴収しようとしても、未収金を取り立てるにはどうしたらいいんでしょうかということを、町長が改良区の理事長ということでございますので、答申としてお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、ちょっと抜けちゃいましたのでもう一つ、生け垣についてですが、以前、生け垣が 地震のときにブロックより安全だということで、町でコンクール等を開催して広報に載せてい ましたけれども、今はそれはどうなっているんでしょうか。

以上が私の質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(新井 實君) 2番髙橋茂雄議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) 髙橋茂雄議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、環境問題についてのお尋ねのうち、①生け垣についてでございます。

生け垣や雑草等で問題になっている空き家や空き地につきましては、当町だけではなく、全国の自治体が苦慮している難しい問題でございます。議員お話しの生け垣コンクールにつきましては、身近なところからの緑化推進運動として平成4年度から開催し、最優秀賞1点、優秀

賞1点、優良賞2点を選んで表彰しておりました。最後が平成10年度でございますので、7回 実施したわけですが、現在は行われておりません。生け垣が適正に管理されていない家は、議 員お話しのとおり、空き家や高齢者のお宅が多く、コンクールの実施が適正管理につながるか というと、なかなか難しいと思われますが、十分検討する余地はあると考えております。

当町では、生け垣が伸びて道路や交通安全施設に影響を及ぼしている場合は、土地や家屋の所有者に適正に管理をしていただくよう、通知を送付したり、直接話をして剪定のお願いをしております。また、空き家の所有者が遠方に居住されている場合は、シルバー人材センターや町内の造園業者を御紹介させていただいております。今後も、町道や交通安全施設の適正管理並びに快適な住環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、1、環境問題の次の②街路燈についてのお尋ねでございます。

町内には、上里町商工会を窓口として商工会員が設置した街路燈がございます。昭和62年には、神保原駅北口に商業施設が開業するのに合わせ、町商業の活性化と防犯の目的で150基の街路燈が商業施設周辺に整備されました。また、平成16年には、昭和62年に整備した街路燈が老朽化し、撤去する事業者も目立ち始めたことから、町内事業所の活性化を目的に50基の街路燈が新たに整備されました。いずれの年に整備された街路燈につきましても、その設置者、設置場所を上里商工会で把握しており、所有権も設置者に帰属していることから、町としましては、電球や蛍光灯の交換とその維持管理については、設置者が行うものと認識しております。

町内には、それ以前、昭和44年から47年に商工会員が設置した街路燈もあるようで、設置から50年近く経過し、老朽化により支柱が腐食しているものも見受けられるようでございますが、その当時に設置された街路燈につきましては、議員がおっしゃるとおり、町の補助金を活用しているため、設置者に所有権があることから、維持管理につきましては、商工会から設置者にお願いしていただきたいと考えております。

次に、2、土地改良区未収金について、①土地改良区未収金の取り立てについてでございます。

議員も御存知のとおり、土地改良区には理事、監事、総代の各役職の方がいまして、この各 役職の方々と事務局職員で土地改良区の運営を行っております。

さて、土地改良区未収金の徴収につきましては、土地改良区の理事を中心に、事務職員と協力して未納者の自宅へ戸別訪問を行い、直接未収金支払いのお願いをしております。賦課金などの未納者が死亡、所在不明などの理由で連絡がとれない場合には、事務局で相続人の調査なども行い、納付に向けた交渉を行っております。最近では、相続などによって組合員が遠方に居住している場合などもあり、納付交渉や戸別訪問が困難な場合もあるようでございますが、極力郵便や電話などで納付交渉を行っております。町としては、未収金の回収へ向けた取り組

みを実施していただくよう、土地改良区に対して働きかけていきたいと考えております。

賦課金の口座引き落としにつきましては、上里町農業協同組合の時代から行っており、引き続き埼玉ひびきの農業協同組合の各支店での取り扱いが可能となっておりますが、遠方にお住まいの方の納付が可能な方法について検討するよう、土地改良区に対して働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(新井 實君) 2番髙橋茂雄議員。

[2番 髙橋茂雄君発言]

○2番(髙橋茂雄君) 2番髙橋です。

再質問をさせていただきます。

話がちょっと前後しますが、街路燈の件ですが、先ほどの答弁の中で、設置者は商工会のほうで把握しているという話がありましたけれども、現在、商工会のほうでもわからないポールが、倒産しちゃったり、持ち主がわからなかったりというのが何本もあるんですけれども、その辺はどうお考えなんでしょうか。

○議長(新井 實君) 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) 先ほど答弁させていただいたように、設置の関係については、商工会が窓口になって設置されておりますので、商工会に所有者の把握に努めていただきたいと考えております。場合によっては、商工会と職員とを同行させていただいて現地確認を行うなど、商工会と協議してまいりたいと思っております。

○議長(新井 實君) 2番髙橋茂雄議員。

[2番 髙橋茂雄君発言]

- ○2番(髙橋茂雄君) 先ほどの答弁の中で、2段式のかさがもう危なくて、よく見てもらうとわかるんですけれども、下のかさがとれちゃっていて、もう誰もけがしなくてよかったなんていうのが随分あるんですけれども、もう時間がないので、その辺は撤去とか、それとも老朽化の傷み方とかを調べるような検討をするようなことはないんでしょうか。
- ○議長(新井 實君) 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) 髙橋議員の再質問に対してお答え申し上げます。

あくまでも街路燈については、所有者がわかるものについては所有者に管理していただくというのが前提であるかと思います。そういった管理をしっかりやっていただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長(新井 實君) 2番髙橋茂雄議員。

[2番 髙橋茂雄君発言]

- ○2番(髙橋茂雄君) 所有者の件でございますが、神保原駅北口には、群馬銀行や埼玉りそな銀行の街路燈も立っていますよね。当時、ガスの売り上げを引き寄せようとして結構立ったんですけれども、今りそなさんもみんな本庄のほうに移っちゃって、本人たちが所有者として認識しているとかしていないとかという、駅通りに立っているのも認識しているんだかしていないのかというのがありまして、その辺はどうお考えでしょうか。
- ○議長(新井 實君) 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) そういう管理上のことについても、商工会と十分協議して、今後どう していくか十分相談していきたいと思いますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。 ○議長(新井 實君) 2番髙橋茂雄議員。

[2番 髙橋茂雄君発言]

- ○2番(髙橋茂雄君) 昨日の台風で落下しなかったのが不思議なぐらいだったんですけれど も、もし協議をしている間に事故等が起きた場合は、責任の所在をなすりっこするようなこと がないように、一番困るのは被害者なので、その辺のことはどうお考えなんでしょうか。
- ○議長(新井 實君) 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) あくまでも所有者が管理するのが原則だと思います。そういうことで、 商工会については、きちんとその件についても御相談したいということで、御理解いただけれ ばと思います。もしそういう危険箇所があれば、商工会のほうから周知していただくよう、も し御指摘の点があれば、そういったところも、髙橋議員のほうでここが危ないとか言っていた だければ、その辺も含めて商工会のほうに伝えておきますので。

以上です。

○議長(新井 實君) 2番髙橋茂雄議員。

[2番 髙橋茂雄君発言]

- ○2番(髙橋茂雄君) 随分撤去してあるんですけれども、町が広いもので、どこにどのくらいあるというのがわからないんですけれども、その辺は町でも調べるとか、商工会に委ねるんでしょうか。
- ○議長(新井 實君) 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) 道路管理という点では町も関連しているんですが、基本的には、原則として、全体の責任という形で見れば商工会の管理ということで、再度そういったところもお願いしていきたいと思っております。

○議長(新井 實君) 2番髙橋茂雄議員。

[2番 髙橋茂雄君発言]

○2番(髙橋茂雄君) 2番髙橋です。

それと、生け垣のほうについてですが、生け垣がどんどん伸びちゃって、今息子さんとかが やるときに刈り方がわからないとか、電動バリカンが使えないとかというような話があるんで すけれども、ああいうのを広報とかで刈り方とか、先ほどの答弁では、高齢者事業団にお願い するとかとありましたけれども、いらっしゃる方もいらっしゃるので、やりたくてもできない ような、伸びちゃったところをどういうふうにすればいいんだろうという人たちもいらっしゃ るんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長(新井 實君) 町長。

[町長 山下博一君発言]

○町長(山下博一君) 髙橋議員おっしゃったように、先ほどの答弁で言いましたように、基本的に刈ることについては、造園業者とかシルバー人材センターに依頼していただくのがベストなんですが、それでは、これから公民館等で刈り方教室をやるかどうか、ちょっと開催するか検討させていただきます。実際、私も自分の家に生け垣があるので、かなり生け垣を刈るについてはお年寄りでは、電動のホームセンターで買ってきてそういったやり方もあると思いますが、そういったところを含めて、今後公民館等で教室を開催できるか検討させていただきます。

以上です。

○議長(新井 實君) 2番髙橋茂雄議員。

[2番 髙橋茂雄君発言]

○2番(髙橋茂雄君) なかなかバリカンを持ったことが、40過ぎてもなれない人たちもいますので、是非研修会等をしていただきたいと思いますけれども、なかなか集まらないと大変なので、その辺を考慮してもらいたいと思いますけれども、なるべく早くできるんでしょうか。 その辺はどうなんでしょうか。

○議長(新井 實君) 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) 開催時期については、先ほど髙橋議員から御依頼ありましたので、早 急に検討させていただくということで御理解いただければと思っています。 以上です。

○議長(新井 實君) 2番髙橋茂雄議員。

〔2番 髙橋茂雄君発言〕

- ○2番(髙橋茂雄君) それと、土地改良区の未収金なんですけれども、今までも引き落としがひびきの農協一本だったので、町のほかの都市銀行等も使えるような措置のほうに、先ほどの答弁でそのように聞き取れたんですけれども、そのような理解でよろしいんでしょうか。
- ○議長(新井 實君) 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) 口座の引き落としについてですが、上里農協のころから口座引き落としを行っておりまして、現在引き継がれております。新たな金融機関で口座引き落としをする場合は、金融機関ごとに土地改良区の契約が必要になることになりますので、農協の手数料がほかに比べて安いこととか、土地改良区の組合の多くは農家であることなどが理由に挙げられておりまして、まだ具体的にこの口座引き落としについては、土地改良区の中で相談させていただきます。

以上です。

○議長(新井 實君) 2番髙橋茂雄議員。

[2番 髙橋茂雄君発言]

○2番(髙橋茂雄君) 2番髙橋です。

未収金が、この間一生懸命するという話でしたけれども、大体同じような人たちが毎年未払いのような気がするんですけれども、そこに行ってももらえなかったら、その後はどうされているんでしょうか。

○議長(新井 實君) 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長(山下博一君) 再質問に対してお答え申し上げます。

未収金の納付のことで、なかなか納付されない場合には、分割納付の方法等を考慮しながら 相続人との交渉に、そういうケースもありますので、未収金を納付していただくよう交渉して まいりたいと思います。

○議長(新井 實君) 2番髙橋茂雄議員。

[2番 髙橋茂雄君発言]

○2番(髙橋茂雄君) 2番髙橋です。

それと土地のほうが、相続で、今の未収金の人たちがもう70を過ぎていて、次にまた相続すると、次の世代になるわけですよね。次の世代になったときに、土地はもらっても管理費とか

負担金、賦課金とかというのを承知していないと思うので、その辺でまた未収金が増えてしま うのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長(新井 實君) 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

- ○町長(山下博一君) 土地改良区の中で、そういったことの周知も含めて相続人等に十分知らせることをやっていきますので、よろしくお願いします。
- ○議長(新井 實君) 2番髙橋茂雄議員。

[2番 髙橋茂雄君発言]

- ○2番(髙橋茂雄君) 最後に、街路燈が本当に一刻も早くしないと危ないので、取り組み方をどんなふうにしていくか、所有権の問題があるからといって撤去しないということになりますと、本当に責任問題になりますので、その辺のお考えを最後にお願いいたしまして、質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(新井 實君) 町長。

[町長 山下博一君発言]

○町長(山下博一君) 本当に危ないところがあれば、逆に髙橋議員のほうから教えていただいて、商工会のほうにここが危ないから管理を適正にやってほしいということで、役場のほうから指示しますので、この後でここは危ないというところがあれば、是非教えていただければありがたいと思っています。

以上です。

○議長(新井 實君) 2番髙橋茂雄議員の一般質問を終わります。 以上で、本定例会に通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

◎散 会

○議長(新井 實君) 本日はこれをもって散会いたします。 御苦労さまでした。

午後2時10分散会